



Title	批判的・社会言語学の対話（冊子）
Author(s)	
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2021, 2020
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/85203
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

言語文化共同研究プロジェクト 2020

批判的・社会言語学の対話

上田直輝
山下仁
呉素汝
柳田亮吾
小川敦
植田晃次

大阪大学大学院言語文化研究科

2021

言語文化共同研究プロジェクト 2020

批判的・社会言語学の対話

目 次

はしがき	1
<論文>	
上田 直輝：日本語における言語変種の呼称 —大陸西ゲルマン系変種の記述において—	3
山下 仁：社会言語学と国レベルの言語政策の関係 —新型コロナウイルスの影響—	15
呉 素汝：いったい何が「台湾語」なのか	29
柳田 亮吾：国会討論におけるイン／ポライトネスとジェンダー	37
小川 敦：ルクセンブルクにおける住民と行政をつなぐ言語の選択 —自治体が用いる書き言葉の傾向から—	51
<研究ノート>	
植田 晃次：朝鮮語テキストの地図小攷　—理念と現実のはざまの風景—	63

はしがき

本プロジェクトは『批判的社会言語学の諸相』(2002 年度)、『批判的社会言語学の可能性』(2003 年度)、『批判的社会言語学の射程』(2004 年度)、『批判的社会言語学の展開』(2006 年度)、『批判的社会言語学の課題』(2007 年度)、『批判的社会言語学の実践』(2008 年度)、『批判的社会言語学の展開』(2009 年度)、『批判的社会言語学の領域』(2010 年度)、『批判的社会言語学の方法』(2011 年度)、『批判的社会言語学の構築』(2012 年度)、『批判的社会言語学の展望』(2013 年度)、『批判的社会言語学の軌跡』(2014 年度)、『批判的社会言語学の潮流』(2015 年度)、『批判的社会言語学のまなざし』(2016 年度)、『批判的社会言語学のメッセージ』(2017 年度)、『批判的社会言語学の思潮』(2018 年度)、『批判的社会言語学の探訪』の延長線上にある。また、『「正しさ」への問い合わせ批判的社会言語学の試み』(野呂香代子・山下仁、三元社、2001、新装版 2009 年)、『「共生」の内実—批判的社会言語学からの問い合わせ』(植田晃次・山下仁、三元社、2006、新装版 2011 年)、『ことばの「やさしさ」とは何か—批判的社会言語学からのアプローチ』(義永美央子・山下仁、三元社、2015 年)とも深い関連を持つ。さらに、2012 年度から全学的に開始され、山下が運営統括委員、植田がプログラム担当者に名を連ねていた「未来共生リーディングプログラム」とも関連を持つものである。

2002 年に開始された本プロジェクトの出帆より 20 年近い歳月が流れた。この間、幾多の論文・翻訳によって、上掲のように「批判的社会言語学」の「諸相」・「可能性」・「射程」・「展開」・「課題」・「実践」・「領域」・「方法」・「構築」・「展望」・「軌跡」・「潮流」・「まなざし」・「メッセージ」・「思潮」・「探訪」に取り組み、今年度は「対話」をテーマとした。

2020 年初頭より瞬く間に世界中に広まった新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、2021 年 5 月現在に至ってもなお世界中で猛威を振るっており、我々の生活を一変させてしまった。比較的感染者が少ないとされてきた日本においても、医療の崩壊が現実のものとなろうとしている。このような状況においてもなお、政権上層部は東京オリンピックの開催に固執しているという。海外に目を向ければ、新型コロナウイルスをきっかけとして分断と格差の拡大がさらに進行しているようだ。これらの諸問題に不足していることの一つが「対話」であることは明らかである。これまで我々は「対話」を怠ってきたのではないだろうか。本プロジェクトは、このような現代社会を「言語」と「社会」の関係を扱う社会言語学の立場で、研究者それぞれのテーマから「対話」の糸口を探しながら、批判的に論じようとするものである。

上田論文は、日本語における言語変種の呼称に関するものである。抽象的なレベルでは大陸ヨーロッパで話されているゲルマン系変種を例示しつつ「〇〇語」「〇〇方言」という類別詞にまつわる問題点を指摘している。また具体的なレベルでは“Deutsch”ならびに“Niederdeutsch”的多義性に言及し、うち後者については文脈やその指示対象、話者・筆者の見解によって使い分けるべき複数の和訳を提案している。

山下論文は、社会言語学が、国政レベルの言語政策に取り入れられないのはなぜか、という問題について考察したものである。特に、1) 言語学の知見が、政府にうまく利用されているとしても、十分に取り入れられているとは言えない、2) 政治の世界の言説を批判することはできても、そこに影響を及ぼすことはできていない、3) コミュニケーションのプラスの側面にばかり目をむけてきたため、具体的な社会問題にはあまり目をむけてこなかつた、ということに焦点をあてて考察している。

吳論文は、多言語社会の台湾における「台湾語」といった名称がどのような言語を表すものかについて論じたものである。まず、台湾の公共交通機関・テレビ番組における言語使用を紹介し、その後、先行研究の調査結果を通じて台湾人の言語使用実態を示した。最後に、台湾で捉えられている「台湾語」そのものについて述べた。

柳田論文は、公共の場におけるコミュニケーションとジェンダーという問題を考える第一歩として、国会討論の分析を行った。参議院予算委員会における野党委員と閣僚との間の相互行為を取り上げ、フェイスワークと社交性の義務と権利に注目し分析することで、当該の相互行為においてジェンダーが関与性を持っているのか否かについて考察を行った。

小川論文は、ルクセンブルクにおいて住民と行政を結ぶ言語、特に書き言葉としてどの言語が選ばれるのかについて、昨年に統合して小規模な自治体の広報誌の言語選択を調べ、論じている。統合の言語として重視され、またインターネット時代になり書き言葉としての使用が増大するルクセンブルク語が公的な分野でも積極的に用いられていることを明らかにしている。また、小規模な自治体であっても外国籍住民のための情報保障としてフランス語が重要な位置にあることも示唆している。

植田の研究ノートは、2000年から2021年に刊行された朝鮮語テキストに現れた地図に着目して、4つの提示パターン別にその様相を示し、そこに反映される執筆・出版関係者の意識下／無意識下の意識について簡単な検討を行ったものである。その結果、南北朝鮮にまつわる理念と現実のはざまで商業出版物として編纂・刊行されたテキストが学習者に偶然出会い、そこでの朝鮮語観や朝鮮言語文化圏観の形成に一定の影響を及ぼしている様相の一端を明らかにした。

読者の皆様からの忌憚なきご意見、ご批判などをお伝えいただけたら幸いです。

執筆者一同

日本語における言語変種の呼称 —大陸西ゲルマン系変種の記述において—

上田直輝

1. はじめに

日本語で言語変種を呼ぶとき、ふつうは「〇〇語」あるいは「〇〇方言」という呼称が用いられ、佐野（2015: 40）によれば「〇〇語」と呼ばれる変種は一般に言語、「〇〇方言」「〇〇弁」「〇〇なまり」と呼ばれる変種は方言と見なされているとされる。なお、本論における「言語」は人間が用いるコミュニケーション媒体としての「言語 Sprache」ではなく、複数の方言を包括する上位概念としての「個別言語 Einzelsprache」を指す。この「言語」と「個別言語」の対立には Kamusella (2016: 147) が言及しているが、同様の対立は Coseriu (1980) では「言語」と「歴史言語 historische Sprache」、Goossens (1983) では「体系としての言語 Sprache als System」と「立法体系としての言語 Sprache als Diasystem」と表現されている。

本論の目的は、「〇〇語」「〇〇方言」という日本語表現の問題点を指摘し、また大陸西ゲルマン系変種に関する文脈で目下使われている表現の妥当性を検討することである。構成としては、まず 2 節で「〇〇語」「〇〇方言」という類別詞を使うことの問題点を指摘し、続く 3 節では言語変種の名称表現としての「〇〇語」の多義性に言及しつつ、より適切だと思われる代替表現を提示する。4 節では「ドイツ語」という日本語表現ならびに“Deutsch”というドイツ語表現の二義性を掘り下げ、5 節では 4 節の内容を踏まえて“Niederdeutsch”というドイツ語概念の解釈を論じ、これについて考えられる複数の和訳を提案する。

2. 「〇〇語」「〇〇方言」の使用をめぐる問題

先述の佐野の主張に基づけば、それがたとえ無意識的であろうと、「〇〇語」「〇〇方言」という呼び方はその変種の地位に対する意見表明だといえるだろう。しかし津波古（1998: 213, 221）によれば、同一変種であるにもかかわらず「〇〇語」と「〇〇方言」の双方で呼ばれている変種もあり（たとえば東京語／東京方言や鹿児島語／鹿児島方言）、これは日本の方言学界が概念規定を欠いたまま「言語」と「方言」を使用してきたことを示すとされる。とはいっても、やはり原則として「〇〇語」は言語とされている変種、「〇〇方言」は方言とされている変種に対する呼称として用いられる傾向が強いように思われる。ここで一度、ヨーロッパ系メタ言語での呼び方に目を向けてみたい。ヨーロッパ系言語における言語変種の呼称については、清水が以下のように述べている：

一般にヨーロッパの諸言語では、English, Deutsch, français のように、言語名または方言名を「～語」、「～方言」という類別詞（engl. classifier）を伴わないで表すことが多い。それも一因となってか、「言語」と「方言」の区別は日常的に厳密には意識されない傾向にある。（清水 2018: 105）

つまり、これらのメタ言語では話題になっている変種の地位について必ずしも明言しなくてよいとのことである。ただし、彼の主張のうち後半は（少なくとも一見した限りでは）田中（1981: 18）による「ヨーロッパの諸言語では、この区別 [=言語と方言の区別] がはっきり意識にのぼっていて、言語は *language*, *langue*, *Sprache* などと言いあらわされて、方言 *dialect* と対立している」という主張と対立する。もっとも、清水は「日常的に厳密には意識されない」と述べているので、ヨーロッパの言語文化において言語と方言の区別は全ての変種について行われているもののこの区別が類別詞でわざわざ明言されることはない、ということであれば清水と田中の主張は矛盾しない。

さて、日本語ではふつう「〇〇語」「〇〇方言」といった類別詞を用いるわけだが、ではその地位について揺れている変種はどう呼ぶべきなのだろうか。ここではその地位について統一的な見解が存在していない変種の例として、日本語で一般に「低地ドイツ語」、ドイツ語による学術的文脈で“Niederdeutsch”と呼ばれる変種を引き合いに出したい。この変種は「地域言語または少数言語のための欧州憲章」という法的枠組みの中でドイツでは“Niederdeutsch”、オランダでは“Nedersaksisch”という名の地域言語として扱われているもの、Ueda (2021) によればその地位について以下の 2 つの見解が存在する：

- ① Niederdeutsch ist eine Sprache. = 低地ドイツ語は言語である。¹
- ② Niederdeutsch ist keine Sprache, sondern ein Dialektverband des Deutschen.
= 低地ドイツ語は言語ではなく、ドイツ語の方言群である。

このうち②の日本語の文が奇妙に感じられるのは、「低地ドイツ語」という名詞がこの変種の独立言語性を既に示唆しており、これが文全体の意味と矛盾するためである。この例からいえることとして、一般的には相補関係にあると認識されているだろう「〇〇語」「〇〇方言」という表現ではカバーできない変種が存在し、こうした変種を指すためには何か別の表現が望まれる。その候補としては、たとえば「言語」と「方言」の区分について中立的な表現として言語学が確立した「(言語) 変種」の概念を「〇〇変種」という類別詞として援用することができるだろう。そして、これを用いて②の日本語の文を書き換えた以下の③に意味上の矛盾は見られない：

- ③ 低地ドイツ変種は言語ではなく、ドイツ語の方言群である。

「低地ドイツ変種」という呼称は奇妙に感じられるかもしれないが、学術分野においては意味的な整合性が重要だと考えられる。なお、「変種」以外の中立的な用語としては「イディオム」(ド・ソシュール 1972 の“idiome”²ならび Kloss 1978 の“Idiom”) や「レクト」(Kamusella 2016 の“lect”) が存在する。

¹ ①の見解の中にも「低地ドイツ語」と呼ばれる変種の範囲をめぐって 2 つの見解が存在する。一方の見解ではドイツ北部からオランダ北東部にかけて土着の変種が、他方の見解ではドイツ北部の土着変種だけが「低地ドイツ語」と理解される (Ueda 2021: 23)。

² 原書の“idiome”を訳者の小林は「特有語」と訳しているが、田中 (1993: 156f.) は「固有語」と訳すべきだと主張している。

3. 「〇〇語」の多義性

「〇〇語」という日本語表現は多義的であり³、そしてこの多義性は大きく 2 種類に分けられる。すなわち、メタ言語を問わない多義性と「〇〇語」という日本語表現に特有の多義性である。まず前者の多義性には Ammon (2004: 273) やマイエ (2017: 41) が言及しており、以下の意味的識別が可能である：

- A) ある個別言語全体 = 非標準変種 (+標準変種)
- B) ある個別言語の標準変種

ある言語名が話題となっているときにこれら 2 つの解釈が可能なのはメタ言語を問わない。したがって、日本語で「ドイツ語」と言う場合だけでなくドイツ語で“Deutsch”と言う場合、さらには英語で“German”と言う場合にも当てはまる。次に日本語というメタ言語に特有の、換言すれば「〇〇語」という日本語表現に特有の多義性について、はじめに田野村の記述を引き合いに出したい：

現代においては「英語」という語は無自覚的に相異なる意味に使われる。例えば、「英語の本」「英語を学ぶ」などと言うときの「英語」は言語を指し、「philosophy」という英語」「空所に適切な英語を入れよ」「この英語は間違っている」などと言うときの「英語」は語や文を指す。(田野村 2018: 8)

田野村が「言語」という表現で上述の A と B のどちらの意味を意図しているのか、あるいはそもそも A と B を区別しているのかは定かではないが、ここで重要なのはいずれにせよ彼が 2 つ目に挙げている意味である：

- C) ある個別言語の語や文

結論からいえば、上述の A・B・C に加えて「〇〇語」という日本語表現はさらにもう 2 つ別の意味で使われることがある：

- D) ある言語群
- E) ある方言群

D の「言語群」とは複数の個別言語を内包するカテゴリーのことであり、たとえば「ゲルマン語」がその例である。現存する言語変種が話題になっている限り、「ゲルマン語」という表現で言及されているのはゲルマン語という一つの個別言語ではなく、正確には「ゲルマン語派」「ゲルマン語群」と表現すべき言語変種の属性、あるいは「ゲルマン諸語」と表現すべき複数のゲルマン系個別言語である。ドイツ語でいえば、“germanisch”や“germanische Sprachen”が話題となることがあっても、“die (einzige) germanische Sprache”が話題となることはない。⁴たとえば「ドイツ語とオランダ語はゲルマン語である」は自然な文であるものの、

³ ここでは言語変種に関する名詞としての「〇〇語」、つまり「〇〇」の部分に固有名が入る「〇〇語」のみを主題としており、それ以外の名詞は議論の対象外としている。

⁴ 歴史記述などの文脈では单一のゲルマン語が話題となることもあるが、その場合はふつ

「～はそれぞれゲルマン語である／～はゲルマン諸語である」あるいは「ゲルマン語派に属する」といった表現の方がより正確である。また、たとえば「低地ドイツ語と高地ドイツ語はドイツ語である」という文は2つの解釈が可能であり、一方では「低地ドイツ語という方言群と高地ドイツ語という方言群はドイツ語という個別言語に含まれる」と解釈できるが、他方では「低地ドイツ語という個別言語と高地ドイツ語という個別言語はドイツ語という言語群に含まれる」とも解釈できる（「方言群」については次段落冒頭を参照）。したがって、情報伝達の精緻性の観点からいえば、「○○語派／語群」で表現できるものについては「○○語」ではなく「○○語派／語群」で表現することが本来は好ましい。

次にEについて、ここでいう「方言群」とは、ある個別言語に帰属する複数の方言を内包するカテゴリーのことである。たとえば現代ドイツ語の方言分布に関して、ドイツ南部やオーストリア、スイスやリヒテンシュタインで話されているドイツ語諸方言を包括する概念としての「上部ドイツ語 Oberdeutsch」は一つの方言群である。これは第二次子音推移の影響度合に基づいて大陸西ゲルマン系変種（kontinentalwestgermanische Varietäten）を三つに区分したうちの一部を指す呼称であり、上部ドイツ語という言語が存在する／したと見なされているわけではない。「上部ドイツ語」と同様にこの三区分に起因する概念として「低地ドイツ語 Niederdeutsch」と「中部ドイツ語 Mitteldeutsch」があるが⁵、これらの日本語名称に関して清水（2012: 25）は「低地ドイツ語と（…）スイスドイツ語は、ともに慣例による通称であり、本来は「ドイツ語低地方言」、「ドイツ語スイス方言」がふさわしい」と述べている。⁶清水と同様に低地ドイツ語という個別言語の存在を認めない場合、目下「上部ドイツ語」「中部ドイツ語」と呼ばれる変種はそれぞれ「ドイツ語上部方言」「ドイツ語中部方言」と呼ばれるべきである。それに対して低地ドイツ変種を言語だとする場合には低地ドイツ変種を「低地ドイツ語」と呼ぶことが許され、また従来的な呼び方でいうところの「中部／上部ドイツ語」はそれぞれ「（高地）ドイツ語中部／上部方言」⁷と呼ぶべきだと考えられる。ここまでの中の内容をまとめると、「○○語」という日本語表現は少なくとも以下の5つの意味

う「ゲルマン祖語 Urgermanisch」や「共通ゲルマン語 Gemeingermanisch」といった表現が用いられる。また「ゲルマン語」という表現の多義性については下宮（2007: 8）も参照。

⁵ これら3つの変種を指すドイツ語表現としては“Nieder-/Mittel-/Oberdeutsch”、すなわち語尾に“-deutsch”を伴う呼称が支配的である。また日本語で書かれた、あるいは日本語に翻訳されたドイツ語史に関する以下の6つの文献において“Nieder-/Mittel-/Oberdeutsch”はそれぞれ「低地／中部／上部ドイツ語」と表現されていることから、これらの和訳は一般的なものだといつてよいだろう：荻野・齋藤（2015）、シュミット（2004）、シルト（1999）、須澤・井出（2009）、フォン・ポーレンツ（1974）、モーザー（1974）。

⁶ 清水（2012）は低地ドイツ変種の地位について「低地ドイツ語」という個別言語を認めない立場を前提としている。

⁷ MitteldeutschとOberdeutschを合わせたものが高地ドイツ語Hochdeutschである。低地ドイツ語という個別言語の存在を認める場合、Mittel-/Oberdeutschの諸変種を包括する個別言語はドイツ語ではなく高地ドイツ語とも呼ばれうる。

をカバーしている：⁸

- A) ある個別言語全体 = 非標準変種 (+標準変種)
- B) ある個別言語の標準変種
- C) ある個別言語の語や文
- D) ある言語群
- E) ある方言群

4. 「ドイツ語」・“Deutsch”的広義と狭義

「ドイツ語」という日本語表現と“Deutsch”というドイツ語表現はドイツ語という個別言語（=狭義のドイツ語）を指すだけでなく、Kontinentalwestgermanisch という変種（=広義のドイツ語；「大陸西ゲルマン変種」などと和訳可能）⁹を意味することもあり、この二義性は Goossens によって以下のように言及されている¹⁰：

ある特定の著者たちの理解において“Deutsch”が指すのは、同一の立法体系に統合される現在ならび過去に存在する／した諸変種を伴う標準ドイツ語ではなく、狭義のドイツ語とオランダ語という 2 つの文化語が後に発展する基盤となった、大陸西ゲルマン系諸方言から構成される総体である。（Goossens 1983: 15 を拙訳；強調ママ）¹¹

Goossens の主張は主にドイツ語圏の著者を念頭においたものだと推測されるが、同様の二義性はメタ言語が日本語の場合にも確認できる。日本語で「ドイツ語」と聞いて人々が思い浮かべるのはふつう狭義のドイツ語（=個別言語としてのドイツ語）だと思われるが、「ドイツ語」という日本語表現が広義のドイツ語（=大陸西ゲルマン変種）を意味することもある。

⁸ A・D・E に関して、Heger (1969) による言語変種の内包関係モデルには Sprachgruppe ⊃ Sprache ⊃ Dialekt ⊃ Ideolekt という 4 つの階層があり、さらにこのうち Sprachgruppe と Dialekt の階層はそれぞれ Ober-Sprachgruppe ⊃ Sprachgruppe、Dialekt ⊃ Unterdiaklett ⊃ Unter-Unterdiaklett というように複数の段階から構成されうる。Sprachgruppe という階層内の段階性を示す例としては「印欧語族 ⊃ ゲルマン語派 ⊃ 西ゲルマン語群」、Dialekt 内の段階性の例としては「(一般にいうところの) 上部ドイツ語 ⊃ アレマン方言」が挙げられる。たとえば現代アレマン方言の位置づけを類別詞に注意して記述すれば「印欧語族 ⊃ ゲルマン語派 ⊃ 西ゲルマン語群 ⊃ ドイツ語 ⊃ ドイツ語上部方言 ⊃ アレマン語」といった具合だが、「○○語」の汎用性を活用すれば「印欧語 ⊃ ゲルマン語 ⊃ 西ゲルマン語 ⊃ ドイツ語 ⊃ 上部ドイツ語 ⊃ アレマン方言」とも記述できる。

⁹ 少なくとも社会的な観点で見た限り、この変種が大陸西ゲルマン語という一つの言語として存在したわけではない。

¹⁰ この二義性には Goossens のほかドナルドソン (1999: 23) も言及している。

¹¹ Goossens は低地ドイツ変種を方言群とする見解を支持している。またドイツ語の原文は以下の通り：„Deutsch“ wird von bestimmten Autoren nicht als die dt. Hochsprache mit den mit ihr in einem Diasystem zu vereinigenden heutigen und früheren Sprachsystemen aufgefaßt, sondern als das gesamte Konglomerat der kontinentalwestgermanischen Dialekte, aus denen nachträglich die beiden Kultursprachen Deutsch in engerem Sinne und Niederländisch erwachsen sind.

る。具体的には、“Nieder-/Mittel-/Oberdeutsch”というドイツ語表現に対する一般的な和訳「低地／中部／上部ドイツ語」の後半部分の「ドイツ語」は、その文脈によって狭義に解釈すべきこともあれば広義で解釈すべきこともある。狭義で捉えるべきなのは、これらが近現代の言語状況に関する文脈で使われている場合である（ここでは便宜上、現代の低地ドイツ変種を方言群とする見解を前提としている）。そして、ここで「近現代」と条件づけたのは個別言語という概念と関係がある。この概念について田中（1993: 154f.）は「国家が、言語に境界を与える、○○語という、区切りのある単位を与えた」と述べており、また反対に国家が生まれる以前の言語状況についても以下のように言及している：

言語を話す共同体の規模が小さく、権力も強大ではなく、国家などというものがまだ考えることもできず、当然ながら規範的な印刷言語を与える学校という制度もなかった時代には、言語相互間の壁は、今ほど強固ではなかつた状態が想像される。こうした状態で話されていることばは、「言語」などという近代的な概念でとらえるにはまだまだ無定形であって、相互の間はかなりな程度に浸透しあっていたかもしれない（田中 1993: 149）

国家形成は近代以降であるため、ある個別言語——より正確にいえばその個別言語に含まれる変種——とその個別言語に含まれない変種の間に明確な境界が生まれたのは近代以降である。別の言い方をすれば、近代以降、○○語という枠組みに含まれる諸変種と○○語という枠組みそのものの結びつきは以前に比べて強固になったともいえるだろう。¹²前節では「○○語」の意味 E に関して清水（2012）の主張を引き合いに出しつつ、低地ドイツ語という個別言語を認めない場合には「○○ドイツ語」よりも「ドイツ語○○方言」がより適切だと述べたが、このように主張したのは「現代ドイツ語の方言分布に関して」と前置きしていたためである。それに対して「ドイツ語」の部分を広義で解釈すべき、つまり大陸西ゲルマン変種と捉えるべきなのは、たとえば第二次子音推移が起きた当時の言語状況を記述する場合である。つまり“Nieder-/Mittel-/Oberdeutsch”というドイツ語表現には、これらの使われている文脈が近現代についてなのか、あるいは第二次子音推移当時などのより古い時代についてなのかによって異なる訳語を冠がうべきである。前者の場合にはこれらの呼称が一般に指示対象とする変種が「ドイツ語」という個別言語に帰属するため、これらを「ドイ

¹² 近代以前にも「言語」が存在したと見なすことはできるが、近代以降と比べれば諸々の言語の輪郭は不鮮明だったといえる。また社会的な基準を度外視すれば、ある言語変種は見方次第で語群とも言語とも方言とも主張されうる。現代社会で事実上、言語とされている Deutsch という変種さえも、理論的にはたとえば西ゲルマン語という言語の一方言として、あるいは中部ドイツ語や上部ドイツ語といった言語を包含する語群として見なされうる。Deutsch という変種が個別言語とされているのは、「言語」の照準をドイツ語や英語といった変種に合わせる見解が近現代において社会的な理由から優勢なためである。

ツ語〇〇方言」と呼ぶのが妥当である。¹³それに対して後者の場合は事情がやや複雑で、中世から近代以前までの期間には低地ドイツ語と高地ドイツ語という2つの言語が存在していたとされているため、“Niederdeutsch”的訳語は現状と同じく「低地ドイツ語」でよいかもしないが、“Mittel-/Oberdeutsch”はそれぞれ「高地ドイツ語中部／上部方言」などと呼ばるべきであり¹⁴、「〇〇ドイツ語」という呼称はあまり適切とは思われない。

5. “Niederdeutsch”的広義・狭義とその和訳

前節で扱ったドイツ語と大陸西ゲルマン変種の区別は、Niederdeutsch の広義と狭義の区別においても重要である。はじめに、Niederdeutsch と理解されうる変種の地理的分布を表す以下の図1を参照されたい（なお、技術的理由から地理的範囲の描写は正確ではない）：

図1：Niederdeutsch の言語地域（Ueda 2021: 23 をもとに作成）

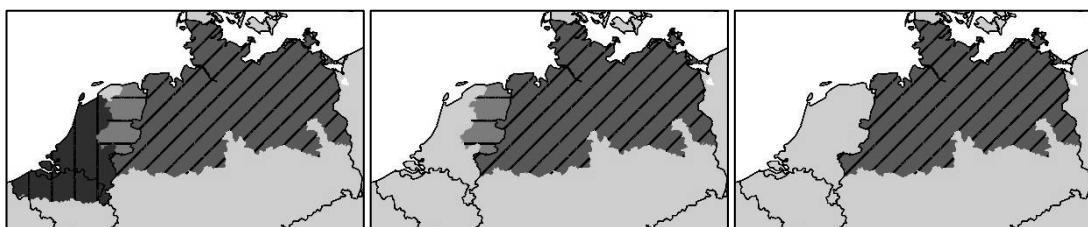


図1は3枚の地図からなり、以下ではそれぞれを左から順に地図A・B・Cと呼ぶこととする。広義のNiederdeutschに相当するのがA、狭義のNiederdeutschに相当するのがBおよびCであり、狭義については2つの見解が存在する（詳細は注1を参照）。広義と狭義のNiederdeutschに関してはGoossensが以下のように述べている：

私は将来的には“Niederdeutsch”という用語が標準ドイツ語の通用圏北部地域の変種のみ [=地図Cの変種] を指すべきだと考える。（…）断絶基準に基づけば、いくつかの特定の問題に関してオランダ語とNiederdeutschの言語地域を一括りにして [=地図Aの変種] 南ドイツの言語地域と対置することが可能である。（…）北ドイツの諸方言とオランダの諸方言からなる総体 [=地図Aの変種] を指す呼称としての“Niederdeutsch”は誤解を招く恐れがある。（Goossens 1983: 24を拙訳；強調ママ）

¹³ 現存する変種の名称としての“Niederdeutsch”には複数の解釈が存在するが、ここで筆者が「一般に指示対象とする変種」として意図しているのは後述する狭義のNiederdeutschである。また、ここでは便宜上Niederdeutschを方言群とする見解を前提としている。

¹⁴ 近代以前の変種を指す「古高ドイツ語」「中低ドイツ語」「中高ドイツ語」という表現は統一的な言語の存在を意味しているのではなく、これらは部族言語または各地の方言の集合体を指す概念である（荻野・齋藤2015: 205, 303）。そのため、近代以前の“Nieder-/Mittel-/Oberdeutsch”的訳語としてここで挙げた日本語表現も実際には必ずしも適当ではない。

狭義の Niederdeutsch は 2 節で言及した変種であり、支持する立場によって「低地ドイツ語」または「ドイツ語低地方言」、あるいは中立的な立場をとるならば「低地ドイツ変種」と和訳される。次に広義について、Goossens 自身は地図 A の地域で話されている変種すべてを指す総称として“Niederdeutsch”という名称を使うべきではないと述べているが、この主張は“Niederdeutsch”がこの意味で使われることがあると示唆している。広義の Niederdeutsch は第二次子音推移に基づく大陸西ゲルマン変種の三区分に由来する名称であり、狭義の Niederdeutsch との違いとしてオランダやベルギー北部で話されている変種も含む。

地図 A の変種について Goossens (1983: 25) の主張を要約すれば、彼は第二次子音推移の関与していない地域で話されていた大陸西ゲルマン系変種の総称としての“Niederdeutsch”を、同一地域で今日話されている変種の総体に対する呼称として用いるべきではないと述べている。つまり、地図 A の地域に存在する変種を“Niederdeutsch”と呼ぶことができるとは第二次子音推移当時など過去の時点での言語状況が話題の場合に限定され、この地域に現存している変種の総称として“Niederdeutsch”という表現を用いることは正当化されない。その代わりに、地図 A の地域で今日話されている変種を指す呼称として Goossens (1983: 24) は“unverschobenes Kontinentalwestgermanisch”を提案している。

これに対する和訳としては「非推移大陸西ゲルマン変種」という表現が考えられる。まず前半の“unverschoben”は第二次子音推移が起きていないことを意味するため、さしあたり「非推移」などと訳すことができる。後半の Kontinentalwestgermanisch は「大陸西ゲルマン○○」などと直訳されるが、問題は類別詞である。「○○語」という和訳は Kontinentalwestgermanisch が歴史的に一つの言語として見なされないことから不適当である。この変種にオランダ語という個別言語が含まれることを考慮すれば「○○語群」も考えられそうだが、しかし狭義の Niederdeutsch を個別言語と見なさない場合に unverschobenes Kontinentalwestgermanisch に含まれるのはオランダ語という個別言語とドイツ語低地方言となり、「○○語群」という類別詞は必ずしも相応しくないように思われる。そのように考えると、結局のところ「変種」という語尾を宛がうのが無難である。ここまで議論に基づけば、“Niederdeutsch”を和訳する際には文脈、指示対象、話者・筆者の見解などによってその都度、日本語表現を使い分けすることが望ましい（表 1 を参照）：

表 1：“Niederdeutsch”について考えられる複数の和訳

文脈	その他の条件	和訳
近代以前		低地ドイツ語
近現代	第二次子音推移の影響を受けていない変種の総体を指す場合	非推移大陸西ゲルマン変種
	ドイツ北部（+オランダ北東部）の変種を個別言語と見なす見解の場合	低地ドイツ語

	ドイツ北部（+オランダ北東部）の変種を個別言語と見なさない見解の場合	ドイツ語低地方言 ¹⁵
	ドイツ北部（+オランダ北東部）の変種の地位について中立的な見解の場合	低地ドイツ変種

このうち「低地ドイツ変種」という名称は現状として支配的な「低地ドイツ語」に基づいて最低限の修正で作られた呼称であり、その名称の適當性についていまだ改善の余地があるかもしれない。これは特に「非推移大陸西ゲルマン変種」との関係性が微妙であり、一見した限りでは意味的にどう違うのかがわかりにくい。しかし、狭義の Niederdeutsch について中立的な呼称が必要なことは確かである。なお、この変種の全体または大部分がドイツ北部すなわち低地ドイツで話されていることを考慮すれば、「低地ドイツ変種」という呼称の「低地ドイツ」を地理的区分として理解することもできるかもしれない。¹⁶ そのほか、歴史記述の場合と現代の文脈で低地ドイツ変種を個別言語と認める場合の呼称が共に「低地ドイツ語」であることは誤解を招きかねず、ここにも改善の余地があると考えられる。

6. おわりに

本論が提唱する Niederdeutsch に関する日本語表現の使い分けは、情報伝達の正確さ向上に貢献するものである。「低地ドイツ語」という呼称の使用が慣例的であることは、「ドイツ語低地方言」を引用符つきで Google Scholar で検索した場合の表示件数が清水（2012）の 1 件のみ、同様に「低地ドイツ変種」の場合が 0 件であり、「低地ドイツ語」の 326 件との間に大きな差があることからも明らかである（検索結果はいずれも 2021 年 4 月 15 日現在）。Niederdeutsch に対して単一の日本語表現を宛がうことにはデータベース検索を容易にするという長所があり、逆にいえば慣例から逸脱した呼称を用いることには他の研究者に見つけてもらえないというリスクが伴う。しかし、このリスクは新規呼称を用いる際に慣例的な呼称を併記すれば回避可能なため致命的なものではない。むしろ Niederdeutsch に対応する和訳の使い分けが普及すれば、研究者が先行研究の調査をする際に自身の研究と関係の薄いものをより効率的に選別できるようになるという長所が存在する。いずれにせよ、専門知識が予め共有されている研究者間の議論では呼称が大きな問題を引き起こすことはそう多くないかもしれないが、特に当該分野について馴染みのない人々を相手として話す／書く場合については何らかの配慮（類別詞に関して注釈をつけるなど）が必要だと考えられる。

「〇〇語」「〇〇方言」という類別詞を使用する日本（語）の言語文化には長所も短所も

¹⁵ Niederdeutsch を言語と見なさず、かつオランダ北東部でも Niederdeutsch が話されていると捉える場合、「ドイツ語低地方言」は最適な和訳とはいえず、更なる議論が必要である。

¹⁶ 日本語の「低地」「上部」「高地」に相当するドイツ語の接頭辞“nieder-/ober-/hoch”は当初は地理的な名称で、その後に言語的な意味で使われるようになった（荻野・齋藤 2015: 356；須澤・井出 2009: 57；モーザー 1974: 105）。

あるが、少なくとも学術的分野では短所の方が大きいように思われる。これら類別詞によって「どの変種が言語／方言と見なされているのか」が明示されることは、価値観の一方的な伝達を目標とする場合には好都合である。しかし、双方向的な会話・議論における「〇〇語」「〇〇方言」という類別詞の使用は、変種の地位をめぐる見解の対立をときに表面化させてしまう。また、厳密さが要求される学術的文脈での使用についていえば、既に言及したように重大な短所がある。すなわち「〇〇語」でも「〇〇方言」でも正確に表現できないような変種が存在し、さらに低地ドイツ変種がまさにそうであるように、本当は不適切な類別詞を用いることは誤解を招きかねない。そのほか最後に付け加えるならば、「〇〇語」「〇〇方言」という呼称を用いる言語文化は注12で言及した「ある変種は理論的には語群とも言語とも方言とも見られうる」という事実とも相性が悪いといえるだろう。

[参考文献]

- 荻野蔵平、齋藤治之（2015）『歴史言語学とドイツ語史』同学社。
- 佐野直子（2015）『社会言語学のまなざし』三元社。
- 清水誠（2012）「ゲルマン語の歴史と構造(5)：現代ゲルマン諸語」『北海道大学文学研究科紀要』137号、23–83頁。
- 清水誠（2018）「Fryske Akademy とフリジア語の擁護」『独語独文学研究年報』44号、105–126頁。
- 下宮忠雄（2007）『ゲルマン語対照辞典の試み』大学書林。
- シュミット・ヴィルヘルム（西本美彦、金子哲太、岸川良藏、桐川修、河崎靖、中村直子、湯浅博章、中村俊子〔訳〕）（2004）『総論ドイツ語の歴史』朝日出版社。
- シルト・ヨアヒム（橋好碩〔訳〕）（1999）『図説ドイツ語の歴史』大修館書店。
- 須澤通、井出万秀（2009）『ドイツ語史：社会・文化・メディアを背景として』郁文堂。
- ソシュール・フェルディナン・ド（小林英夫〔訳〕）（1972）『一般言語学講義』岩波書店。
- 田中克彦（1981）『ことばと国家』岩波書店。
- 田中克彦（1993）『言語学とは何か』岩波書店。
- 田野村忠温（2018）「言語名「英語」の確立」『東アジア文化交渉研究』11号、3–26頁。
- 津波古敏子（1998）「琉球列島の地域語の呼称をめぐる問題」『沖縄大学紀要』15号、213–232頁。
- ドナルドソン・B. C.（石川光康、河崎靖〔訳〕）（1999）『オランダ語誌：小さな国の大好きな言語への旅』現代書館。
- ポーレンツ・ペーター・フォン（岩崎英二郎、塩谷饒、金子亨、吉島茂〔訳〕）（1974）『ドイツ語史』白水社。
- メイエ・アントワヌ（西山教行〔訳〕）（2017）『ヨーロッパの言語』岩波書店。
- モーザー・H.（国松孝二、浜川祥枝、千石喬、三城満喜〔訳〕）（1974）『ドイツ語の歴史』第4版、白水社。

- Ammon, U. (2004): Standard variety/Standardvarietät. In: Ammon, U., Dittmar, N., Mattheier, K. J. & Trudgill, P. (Eds.): *Sociolinguistics. An international handbook of the science of language and society* (= *Soziolinguistik. Ein internationales Handbuch zur Wissenschaft von Sprache und Gesellschaft*), vol. 1. 2. ed. Berlin et al.: de Gruyter, 273–283.
- Coseriu, E. (1980): „Historische Sprache“ und „Dialekt“. In: Göschel, J., Ivic, P. & Kehr, K. (Eds.): *Dialekt und Dialektologie. Ergebnisse des internationalen Symposiums „Zur Theorie des Dialekts“ Marburg/Lahn, 5.–10. September 1977*. Wiesbaden: Steiner, 106–122.
- Goossens, J. (1983): Niederdeutsche Sprache. Versuch einer Definition. In: Goossens, J. (Ed.): *Niederdeutsch. Sprache und Literatur. Eine Einführung*, vol. 1. Sprache. 2. ed. Neumünster: Wachholtz, 9–27.
- Heger, K. (1969): „Sprache“ und „Dialekt“ als linguistisches und soziolinguistisches Problem. *Folia Linguistica* 3, 47–67.
- Kamusella, T. (2016): Creating languages in Central Europe: A longue durée perspective. In: Hara, K. & Heinrich, P. (Eds.): *Standard norms in written languages. Historical and comparative studies between East and West*. Tokyo: Joshibi University of Art and Design, 141–237.
- Kloss, H. (1978): *Die Entwicklung neuer germanischer Kultursprachen seit 1800*. 2. ed. Düsseldorf: Schwann.
- Ueda, N. (2021): *Verstehen des Niederdeutschen durch Sprecher des Standardhochdeutschen. Eine Fallstudie mit DaF-Lernern in Japan*. Master thesis, Osaka University.

社会言語学と国レベルの言語政策の関係
—新型コロナウイルスの影響—¹

山下 仁

ファイト！闘う君の唄を闘わない奴らが笑うだろう
ファイト！冷たい水の中をふるえながらのぼってゆけ
(中島みゆき)

1. はじめに

2020年春以降、新型コロナウイルスの感染拡大のため、多くの研究会が中止や延期となった。その一方で、通常の対面の研究会の代わりにzoomなどを用いた研究会が開催され、それまで物理的制約のため研究会に参加できなかった研究者も参加できるようになった。このパンデミックによるオンライン研究会の導入は、研究会やその参加者にとってプラスに働く側面とマイナスの側面があると思われるが、それについてはまた別の機会に考えることにしよう。新型コロナウイルスの感染拡大により、生活そのものや生活態度が変化し、旅行や飲み会など、これまで当然だと思っていたことが当然ではなくなり、有効だと思っていたことが有効性を失った。これはおそらく日常生活だけではなく、学問や研究の世界にも当てはまるに違いない。これまで前提としていたことが、前提とすることができなくなってしまったのである。しかし、これを機会に医療用のロボットなどが開発されれば、それらはコロナ禍が過ぎても活用できるので、まさに災い転じて福となすことにもなるのだろう。ともあれ、多くの研究会がzoomで行われるようになったが、2021年3月20日、名古屋のウィル愛知で情報保障研究会が開催された。これは、久しぶりの対面での研究会であった。そのため、研究会全体の感想をとりまとめ役のかどやひでのり氏に送り、それぞれの発表の感想を発表者に送った。全員から返信をもらったが、以下では、杉本篤史氏（以下、敬称は省略する）に宛てた感想に対する返信を取り上げる。

この日の研究会の最後の発表が「日本語教育推進法の運用可能性—理念法を方向づける条例の役割」という杉本篤史の研究発表であった。まず、その内容を手短に紹介しておこう。法律学者である杉本は最初に日本における言語権の様相についてまとめ、次に包括的言語権立法の実現可能性を取り上げ、たとえそのような法律ができたとしても、おそらく骨抜きの「理念法」になるのではないかという危惧について語った。さらに、手話の問題を例に「手話言語立法よりも学習指導要領の改訂をしたほうがマシではないか」という中島武史の手話教育研究大会での基調講演での意見を紹介したうえで、たとえ障害者基本法にお

¹ 本稿は、2021年4月10日にzoomで行ったポライトネス研究会における議論のための草稿に加筆修正を加えたものである。

いて「手話は言語」と記されていたとしても、教育権の裁量によってそれが無視されてしまっている現状に鑑みるならば、最終的には「条例」を作るのがよいのであろう、と述べ、その提案をした。筆者は法律の問題にはまったく不案内なので、「条例」と「立法」と「学習指導要領の改訂」の差がいかなるものであるかすらわからなかつたが、杉本の発表が具体的な「条例」作成と直結していたため、そのような「条例」を作るうえで、言語学者にどんなことができるのだろうかと質問した。それに対して、次のような返信があった。

言語学の知見が日本の特に国政レベルでの言語政策ではほとんど取り入れられず、言語にまつわるありがちな誤解や偏見がそれに基づく偏狭なナショナリズムにより成り立っていることに対して、学術の側面から批判の声を上げ続けていただきたい。

(2021年3月25日私信)

言語学の知見が国政レベルの言語政策に取り入れられていない、と言われてみると、たしかにその通りだが、他方では、私達は、おそらく必ずしも国政レベルの言語政策に取り入れられるために研究をしているわけでもない、と思った。とはいえ、たとえそれを目指しているわけではないとしても、言語学の知見が国政レベルの言語政策に取り入れられていない現実について考察することは可能であり、学術の側面から「言語にまつわるありがちな誤解や偏見」に対して何らかの声を上げることは有意義であるに違いない。そこで、本稿では、言語と社会の問題を取り扱おうとしている社会言語学が、国政レベルの言語政策に取り入れられないのはなぜか、という問題について考えてみる。

もちろん、この拙稿で「国政レベルの言語政策」に及ぼしてきた社会言語学の影響、あるいは言語政策と社会言語学の関係という大きな問題を、歴史的観点を含めて網羅的にとらえるような用意はない。少なくとも、明治時代には、それまでにその概念すらなかつた「国語」が導入された経緯があるので、その時代にはドイツに行って当時の最先端の言語学を学んできた上田万年によって、その知見が国政レベルの言語政策に影響を及ぼしたということができる。その後も、植民地政策を行う上で「国語」として日本の言語をアジアの近隣諸国に強制的に押し付けてきた歴史があることも忘れることはできない。とはいえ、時代が変わり、平成から令和にかけての今日の状況を考えてみると、「言語学の知見」は、1) 政府にうまく利用されているとしても、その知見が十分に取り入れられているとは言えない、2) 政治の世界の言説を批判することはできても、そこに影響を及ぼすことはできていない、3) コミュニケーションのプラスの側面にばかり目をむけてきたため、具体的な社会問題には、たとえ意識していなかつたとしても、あまり目をむけなかつた、ということに焦点をあてて考察する。1) については「やさしい日本語」を、2) については批判的談話分析・批判的談話研究の具体例を取り上げる。そして、3) についてはポライトネス研究を取り上げて述べていくことにしたい。

2. 「やさしい日本語」

井上徹は、「『やさしい日本語』はやさしいか」（井上 2020）の中で、森まさこ法務大臣が記者会見で述べたことばを引用し、法務省が文化庁とともに「やさしい日本語」を日本に滞在する外国人市民が使用するための『在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン』を策定したことに触れた。さらに、「今後、外国人労働者の受入れが進めば、地域社会だけでなく、受け入れ企業においても、外国人に対して、易しい日本語を優しい気持ちで話す意義は増していくに違いありません」という有識者会議の座長である山脇啓造のよびかけを引用し、「やさしい日本語」が現在、国や地方自治体で「大々的に推し進められている」事実を確認した（井上 2020 1-2）。たしかに、「やさしい日本語」は今日の日本の言語政策の中で注目されているテーマと言えるだろう。

そんな中で、井上徹はその論文の標題にもあるように「『やさしい日本語』はやさしいか」という問い合わせを立てる²。山脇啓造のように漢字を使ってやや精密に言い直すと、井上の問題意識は「『やさしい日本語』は易しいか」どうかであり、日本語非母語話者にとって「やさしい日本語」が分かりやすいかどうかという、分かりやすさの問題の議論となっている。そして、「やさしい日本語」を推進する一橋大学の庵功雄らがその「易しさ」の有効性を実際に検証できるにも拘わらず、それを検証することなく、これを推進しているという点を批判している。

行政の表現をそのまま鵜呑みにすることには抵抗があるけれども、たしかに日本の官僚や役所で用いられているいわゆる「お役所ことば」は分かりにくい。そのため、「難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語」にして「外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとする」（文化庁 2020b:3）ことには一定の意味があり、評価することができると思う。日本に住む多くの外国にルーツをもつ人たちの母語に対応しようとすれば、すべての案内や説明を多言語化しなければならず、それは費用ばかりではなく、表記の煩雑さや言語の選定など、さまざまな難しい問題が伴う。それゆえ、日本語で書かれた表現を易しくすれば、外国にルーツを持つ人々ばかりでなく「高齢者や障害のある人」にとっても「優しい」対応をすることにつながる、と考えることもできる。それはある意味では好ましいことなのであろう。

しかし、この「やさしい」ということばを用いて、「易しい日本語」と「優しい日本社会」を結びつけようとするレトリックには、見過ごすことのできない隠蔽が含まれていると言わざるを得ない。

まず、考えてみたいのは、「やさしい日本語」を教えたら、日本に来た外国人にとって住みやすく、心が優しくなるような生活を提供することができるのか、という問題である。筆者自身、1983年ごろJVC（日本ボランティアセンター）の日本語家庭教師として難民に日本語を教えていたので、日本で生活に困難を感じている人たちに日本語を教えるという

² 井上徹は、2021年3月28日に開催された多言語化現象研究会でも、上記の論文と同じタイトルの「『やさしい日本語』はやさしいか」という研究発表を行った。本稿では、その資料も適宜参照した。

活動そのものに反対するつもりはない。そのような活動には今なお、十分意義があると考えている。しかし、そのような活動が今なお有意義なのは日本社会や日本人がある特定の外国人にとって「やさしくない」からである。「やさしい」日本語が、日本社会のありもしない、ユートピア的な「優しさ」を連想させるとしたら、そこには違和感を覚えてしまう。また、日本に来て間もない外国人が「やさしい日本語」を勉強して、その「やさしい日本語」を使ったら、それを聞いた日本人はその外国人に対して優しく接してくれるのか、と問うこともできるだろう。おそらく、「やさしい日本語」を推進している人たちでさえ、もちろんその通りだ、と胸を張って答えられる人はそれほど多くはないだろう。彼らが「やさしい日本語」を推進するのは、これまでの難しい、分かりにくい日本語を、自分たちから見て分かりやすくすれば、彼ら、彼らにとっても分かりやすくなるはずだから、という彼らなりの善意からなのだろうと思う。

しかし、「やさしい日本語」は、多くの外国人労働者、あるいは難民、あるいは留学生が抱える複雑な問題を解決する特効薬ではないし、「やさしい日本語」によって「やさしい日本社会」が作られるわけでもない。外国人労働者の抱える複雑な問題をそのままにしておいて、なんの解決策も講じようとせずに「やさしい日本語」を教え、あるいは難しい日本語を「やさしい日本語」に置き換えることで、あたかも外国人労働者の問題が解決できると思っているとしたら、それは間違っている。あるいは、外国人労働者や難民、留学生に対する構造的な差別や偏見、そしてヘイトスピーチのようなことばによる暴力の存在を知りながら、それを見て見ぬふりをして「易しい日本語」をつかえば、「優しい気持ちで話す」ことができると本気で考えているとしたら、それは偽善的な行為だと言われても仕方がないだろう。「やさしい日本語」を推進している人たちも、そのような社会的問題のすべてが「やさしい日本語」によって解決するとは思っていないだろう。

2021年5月現在、新聞やテレビ、インターネットなどのさまざまな報道によれば、ベトナムからの技能実習生たちは、コロナ禍において行き場を失っている³。「やさしい日本語」を学びたくても彼らにはそれを学ぶ時間がない。生活に困って犯罪に手を染めてしまう人さえいるという。毎日一生懸命働いても、十分な賃金を支払ってもらえず、ベトナムに帰ることすらできない。せっかく日本に来たのに、「優しい」どころか、これ程までに「やさしくない」、ひどい状況に置かれてしまうとは、彼ら自身も思わなかつたであろう。もちろん、すばらしい技能を日本で習得して母国に帰っていった実習生もいる。ところが、それらは「美談」として語られ、多くの問題をカモフラージュするために使われてしまう。そんな「美談」と同じ機能を「やさしい日本語」という美しい表現が担っているのかもしれない。

同じことは、「難民」の問題や、「留学生」の問題にも当てはまる。彼らにとって、決して「優しい」とは言えない政策をそのままにしておいて、「やさしい日本語」を用いて、日本社会の「優しさ」を演出しようとしていたとしたら、それは大きな問題である。「やさし

³ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOHC297F30Z20C21A1000000/> (日経) <https://www4.nhk.or.jp/P2852/x/2021-04-02/21/56899/8207163/> (NHK) あるいは2021年5月2日の朝日新聞など多数。

い日本語」が、外国人に対してひどい差別意識や偏見を持っていた日本人に「優しい」気持ちをもたらし、日本政府にも外国人労働者にとって「優しい」政策をもたらすものであったとしたら、それは素晴らしいことだと思う。そんな形で「やさしい日本語」が広まれば、言語学の知見が国政に影響を及ぼしたことになるに違いない。しかし、現時点では、「やさしい日本語」は、その「やさしさ」という美しい響きとイメージとともに国政に取り込まれ、「やさしくない」外国人政策を隠すかのように、そして「優しい日本」を演出するかのように用いられているように思われる所以である。

3. 批判的談話分析と日本の政治談話

次に、批判的談話分析の例を用いて、言語学が政治の世界の言説を批判することはできても、そこに影響を及ぼすことはできない、という問題について考えてみよう。

2006 年に植田晃次との編著書である『「共生」の内実—批判的社会言語学からの問いかけ』を出版した時、筆者は「共生の政治と言語」という論文を執筆した（山下 2006）。当時、大阪大学 21 世紀 COE プログラム「インターフェイスの人文学」に関与していたため、「共生」に関する社会言語学上の研究課題について考え、日本とドイツで政治と言語の関連がどのように研究されているかを記し、日本の国会で行われている談話の特徴の一端を明らかにした。そして、なぜ日本の社会言語学が政治と言語に関するテーマを取り扱わないのかという問題について考察した。さらに、この編著書の中にオランダの研究者であるテウン・ヴァン・デイクの「談話に見られる人種差別の否認」という批判的談話分析の典型的な論文を訳出し、人種差別という問題が日常の言語使用の中にも潜んでいるということを示した（デイク 2006）。

批判的談話分析に関しては、2001 年に野呂香代子と出版した『「正しさ」への問い合わせ—批判的社会言語学の試み』という論文集の中で、野呂が「クリティカル・ディスコース・アナリシス」という論文を書き、比較的初期の段階でこの学問分野を広く紹介した（野呂 2001）。その後、2011 年には『批判的談話分析入門』を出版し（ヴォダック・マイヤー 2011）、同年 11 月には『日本語学』の臨時増刊号に「批判的ディスコース分析」を書き（山下 2011）、2012 年には野呂香代子との共著として「読めたのに読み解くことのできなかった原発安全神話」という論文を書いた（野呂・山下 2012）。その後、2018 年に野呂は神田らと『批判的談話研究とは何か』という「批判的談話分析入門」の第二版の翻訳書を出し（ヴォダック・マイヤー 2018）、同じ年に名嶋義直が『批判的談話研究をはじめる』を出版した（名嶋 2018）。これら以外にも、近年、批判的談話分析による研究は、比較的多く見ることができ、ちょっとしたブームになっているように思う。

政治の世界の言説に関しては、筆者も、2019 年 2 月沖縄における辺野古の米軍新基地建設に関する県民投票が行われたとき、安倍首相が「投票の結果を真摯（しんし）に受け止め、これからも基地負担軽減に向けて全力で取り組んで参ります」と言いながら、それを無視していたことについて触れた（山下 2021）。さらに筆者が指導している大阪大学言語文

化研究科の院生の何人かは、この批判的談話分析、もしくは批判的談話研究の枠組みを援用して修士論文を書き、さらに博士論文を書こうとしている人もいる。それらのいくつかについてはすでに別の場所でも触れたが(山下 2021)、批判的談話分析が政治の言語をどのようにとらえているかを明らかにするため、それらの修士論文がどんな研究であったかをここでも確認しておきたい⁴。

最初に取り上げるのは、王心怡の「すべての女性は輝けるのか—「女性活躍加速のための重点方針」の内実—」である(王 2018)。この論文では、ジェンダー研究と社会言語学の観点から日本のジェンダー政策が分析されている。研究の対象は2015年、2016年、2017年に提出された「女性活躍加速のための重点方針」である。リサーチ・クエスチョンとしては、「女性が輝く社会」はどのように説明されているか、「重点方針」の言語表現の特徴は何か、「重点方針」に女性差別的なイデオロギーがあるか、という3つの問い合わせられており(王 2018, 3)。方法論としては批判的談話分析(以下、CDAと記す)のアプローチのうちジーグフリート・イエーガーのCDAをもとにした「ガイドライン」が用いられており、このガイドラインに従ってこの政策のコンテキスト分析とテキスト分析がなされている。

分析の結果、王心怡はこの「女性活躍加速のための重点方針」には全体として以下のようないくつかの問題が記されていることを明らかにした。従来家事や育児は女性が従事し、男性が家事や育児に関与することは少なかった。それゆえ女性は家庭にとどまらざるを得ず、家の外での仕事に従事することはとても少なかった。しかし人口が減少する中、日本経済の持続的成長のためには、女性の力が必要であり、企業での女性の参画を拡大しなければならない。女性が活躍できる場を確保するためにも、企業は環境を整備し、労働市場、資本市場において女性の労働力を活用できるようにしなければならない。

王心怡は、この日本政府の文書に記されている女性の「活躍」が、家の外で仕事をすることに価値があることを前提とする男性の価値観によって語られていると言う。家の中で仕事をしても、女性が活躍することが可能であるにもかかわらず、男性社会の尺度についてはなんの疑問も抱かれぬまま、それが理念として女性の活躍にもそのまま当てはめられて語られている、と分析する。また、本来ならば、女性が活躍できるためには、男性が子供の世話をしない限り、その子供を預けることのできる保育園を整備することが必要となる。それにもかかわらず、そのような整備はせず、女性に対して、男性のように家庭の外で働けば輝ける、と言っているのだという。そのような方針の中に、一種の「女性蔑視」とさえ言える態度を見出すことができる、と王心怡は主張する。

「女性活躍加速のための重点方針」の中に「女性蔑視」とさえ言えるような考え方が潜んでいるという「発見」は非常に興味深く感じた。ところが、このような議論がなされた

⁴ 以下で取り上げるのは、2018年、2019年、そして2021年に大阪大学言語文化研究科に提出された三本の修士論文の内容である。これらの修士論文の作成にあたって、筆者は指導教員としてこの三人に接してきたが、どんなテーマを研究するかというテーマの設定に関してはほとんど「指導」をせず、その三人が自分たちの関心に従って、独自に探し、選んできたのであった。

としても、残念ながら、この「女性活躍加速のための重点方針」は 2020 年にはコロナの問題が大きく取り上げられているとはいえ、基本的には男性の価値観によって記されているようである。しかも、その後も政治家による女性蔑視の発言が後をたたないことは周知の事実である⁵。

次に取り上げるのは、沈吉穎の「外国人高度人材の内実—批判的談話研究の視点から—」である(沈 2019)。これまで、日本における外国人労働者の問題としては、研修生や技能実習生の問題がしばしば議論されてきたが、「高度人材」についてはあまり取り上げられてこなかった。それは、マスコミ受けするような犯罪がらみの「問題」などが、少なかったからであろうと想像するが、沈はこの「高度人材」の受け入れ政策においても、日本政府の外国人政策に対する基本的な態度が見え隠れすることを明らかにしている。沈吉穎も王心怡同様、ジークフリート・イエーガーのガイドラインを用いて、コンテキスト分析とテキスト分析を行っている⁶。この論文のリサーチ・クエスチョンは、高度人材はどのように定義されているのか、高度人材の受入れの目的はいかなるものか、そして、各省庁の政策に共通点や相違点はあるか、またその政策の背後にはいかなる思想が存在するのか、という問い合わせであった(沈 2019, 3f.)。

コンテキスト分析では、この受け入れ政策の「司令塔」が不在であり、いくつもある関係する省庁のうち、どこが主導権を握っているのかが不明であるということが分かったという。そして、それが一種の責任逃れになっているのではないかと分析する。さらに、テキスト分析の結果、「高度人材」という語に明確な定義がなく、各省庁やそれぞれの文書によって、この語が表す対象が広くなったり狭くなったりしていることをつきとめた。すなわち、日本政府は、外国人が足りなくなりそうになるとこの語の対象を広げ、できるだけ多くの「高度人材」を受け入れようとするのに対して、外国人が必要でなくなると、この概念を狭めることで、該当する外国人労働者の受け入れを制限しようとしている、ということを明らかにした。

「女性活躍」にしても「高度人材」にしても、どちらの語も響きが美しく、プラスのイメージを持っている。ところが、そのような響きの美しさとプラスのイメージとは裏腹に、それらの語を用いて語られているのは、男性社会の価値観に根差した押しつけがましい提案であり、日本政府に都合の良い概念操作であることを明かにした。論語にある「巧言令色鮮（すくな）し仁」ということばが示すように、うわべだけを美しく見せて、それを聞いた人の気持ちをうまく誘導する機能をもっているのであろう。つまり、インポライトな内容をポライトな表現によって隠蔽しているとも言え、その意味では「やさしい日本語」にも通底するような機能が認められるのである。

⁵ 例えば、東京オリンピックの大会組織委員会会長をしていた森喜朗の 2021 年 2 月の女性蔑視発言などが想起される。<https://www.bbc.com/japanese/56022282>などを参照。

⁶ なお、沈吉穎はこの高度人材の受け入れに関する考察を「社会言語学」にも「操作(マニピュレーション)という概念を用いて展開させている。(沈 2020)

最後に取り上げるのは、劉心怡の「政治ディスコースにおける正当化ストラテジー—コロナ対策をめぐる安倍元首相の国会答弁を例に—」である（劉 2021）。これは 2021 年 1 月に提出された修士論文であり、研究対象は 2020 年 8 月に辞任した安倍元首相が 2020 年 1 月 23 日から 2020 年 6 月 15 日にかけて衆議院本会議や予算委員会で行ったコロナ対策についての国会答弁である。理論的にはルート・ヴォダックの「歴史的アプローチ」（DHA）を援用し、ヴァン・レーヴェンに代表される「正当化ストラテジー」の観点からその談話を分析した。そこでリサーチ・クエスチョンは、安倍元首相は国会において『正当化ストラテジー』を用いているか、用いているとしたら、具体的にどのようなストラテジーであるか、それらの正当化ストラテジーがどのような政治的意図を持っているか、という問い合わせた（劉 2021 3）。

「正当化のストラテジー」は、政治家のディスコースの主要な要素として汎用性があると思われるが、ヴァン・レーヴェンはそれを「権威化」、「倫理的評価」、「合理化」そして「神話の作成」の 4 つに分類する。劉心怡は、これらの典型的なストラテジーに加え、安倍元首相に特有ともいえる言語的ストラテジーを導き出した。それらが、「デタラメ話法」、「断定話法」、「ダラダラ話法」そして「質疑側の否定」といったストラテジーである。「正当化的ストラテジー」をこのように発展させ、日本における政治談話の特徴ともいえるストラテジーを明確にした点は筆者にとっても興味深いものであった。若い中国人の目から見た日本の政治談話の特徴が、「デタラメ話法」や「ダラダラ話法」といった表現が用いられて明かにされている点は非常に優れていると思った。

ここでは、大阪大学言語文化研究科に提出された修士論文の内容を見てきたが、これらの批判的談話分析を用いた研究成果が、日本の政治に何らかの影響を及ぼすことができているかというと、少なくとも現状では、やや懐疑的にならざるを得ない。それには、いくつかの理由がある。第一に考えられるのは、上で挙げた結果が、日本人にとってはそれほど新鮮味がないという点である。たとえ、日本文化に興味を持ち、日本語をとてもよく勉強し、日本の大学院に入ってきた中国人留学生のつきとめた内容が、彼ら・彼女らにとって、自分たちが想像していたこととはかけ離れた、批判に値するような内容であったとしても、それは日本人にとってはまったく目新しいことではなく、驚くには値しないことなのである。たしかに、修士論文としては立派な研究成果ではあるが、日本の政治の世界では、ほとんど日常茶飯事ともいえる内容にすぎない。男性の価値観が支配的であることも、美しいことばを用いて美しいとは言えない政策を隠すこと、「ダラダラ」と「デタラメ」を言うことも、誰もが認める周知の事実である。

また、日本の政治を支えている官僚たちは、自分たちこそが政治家の国会での答弁を作りだしていると自負している。法律に照らし合わせて間違いない「正しい」答えをひねり出し、野党の議員によって提示された「問題」をすり抜けるいくつもの技を習得し、国会での答弁を完全に「管理」することができているため、言語学者の知見など不要と考えているに違いない。すなわち「ダラダラ話法」も「デタラメ話法」も、確信犯的に用いて

いるストラテジーなのである。しかも、彼らは実務が忙しくて、言語学者の知見など読んでいる暇はないと推測する。社会言語学者としては、彼らにも顧みられるような研究をしなければならないのであろう。

上に述べたことから、批判的談話分析の研究であれ、その他の批判的な議論であれ、言語学の知見が日本の政治に顧みられることはほとんどない。とはいっても、新型コロナウイルスの感染拡大は、前例のない大きな地球規模の事件であり、これまで「正しい」とされていた前提が崩れているということもできる。縦割りのままではなく、省庁を横断して解決していくかなければならない問題として、各省庁で独自のシステムを用いていたというIT化の遅れなども露見した。また、「生理の貧困」などの問題があらわになり、ジェンダーの問題に対する意識の低さも明かになった。言語政策という枠にとらわれず、このような問題を手掛かりにして、今後の社会言語学が新たな問いを提示し、発言していくことが求められているに違いない。元も子もない言い方になってしまふが、日本の国政に顧みられるような問いを発することが肝要なのである。

4. ポライトネス理論からわかること

最後に、コミュニケーションのプラスの側面にばかり目をむけてきたため、具体的な社会問題にはあまり目をむけてこなかった、という問題について、ポライトネス研究を例に考えてみる。まず、ポライトネスという名称について、次にポライトネス研究の前提について述べ、さらに入間関係を考える際に、評価概念のうちの道徳的ともいえる、ポジティブでプラスの評価にとらわれていたことについて触れる。

ポライトネスというカタカナの表現については、日本におけるポライトネス研究の問題として記したことがあった(山下 2016)。そこでは、ドイツ語の *Höflichkeit* と日本語のポライトネスの違いを、Watts らのいう 1 次ポライトネスと 2 次ポライトネスという概念上の区別を用いて以下のように説明した。英語圏において、*politeness* という英語は、当然のことながら理論的な議論ばかりではなく、日常生活でも使用される。つまり 2 次ポライトネスばかりではなく 1 次ポライトネスとしても用いられる。ドイツ語の *Höflichkeit* も、英語の *politeness* と同じく理論的な議論ばかりではなく、日常生活においても用いられる。これに対して、日本語の「ポライトネス」は英語の発音を日本語風にアレンジしてカタカナで表記したものであって、社会言語学や語用論の議論では用いられるが日常生活で用いられることはほとんどない。あくまでも理論上の概念として 2 次ポライトネスのレベルでしか用いられないである。

ポライトネスという用語が、日常生活では使われず、理論的な議論でしか通用しないということは、この用語によって、日本の日常における言語生活を説明することには限界があるということを物語る。たとえば「基本的なポライトネス」、「言語化されたポライトネス」、「反省されたポライトネス」などと言っても、普通はピンとこないのではないかと思う。これを日常生活でも用いられる「丁寧さ」に言い換えてみると、「基本的な丁寧さ」、「言

語化された丁寧さ」、「反省された丁寧さ」となり、その対象がある程度は想像しやすくなる。同様に「日本におけるポライトネスの役割」という表現も、語用論や社会言語学の専門家であれば、その対象をある程度は思い浮かべることができるかもしれないが、そうでない場合は、たとえ英語の *politeness* という語を知っていたとしても、なにを対象としているのか明確にできないだろう。ところがこれを「日本における丁寧さの役割」と言い換えてみると、具体的なデパートの店員と顧客や会社における社員と得意先の接觸場面や、それらの人間関係などを想像することができるだろう。「丁寧さ」は日本語の1次ポライトネスとして使われているからである。「ポライトネス」という語には、日本の生活に密着した実体が伴わないので、研究の対象を明確にできないという側面がある。それにもかかわらず、日本の言語学ではそのことは問題にせず、むしろそれによって客観的な議論が可能になるということでポライトネス研究を進めてきたのであろう。もちろんこれは日本語の問題でしかないが、日常生活に定着していない用語を用いることで、専門家にしかわからない、なにか特別な研究をしていると考えていたのかもしれない。以上のように、「ポライトネス」という用語は、日常生活における具体的な実態と結びつかないため、社会問題を明示的に示そうとするには、限界があるようと思われる。

次に、ポライトネス研究の前提の問題について考えてみよう。これは、おおよそ以下のようにまとめることができる。これまでのポライトネス研究は、同一の言語内であれ異文化間・異言語間のコミュニケーションであれ、円滑なコミュニケーションのための言語表現の解説を目的としてきた。そのために、いかなるポライトネス・ストラテジーが用いられてきたのかを明らかにしてきた。その際の前提是、人間のコミュニケーションは基本的には成立するものであり、コミュニケーションは何らかのストラテジーを用いることによって、より円滑になされるという理想的な考え方である。しかしながら、あらためて現在の現実の日常生活を眺めてみると、そのような前提に立てないケースが多く見いだせる。コミュニケーションは成立するものである、という前提が成り立たないのだとすれば、より良いコミュニケーションというものを追い求めるのではなく、どうしてコミュニケーションが成立しないのかという、現実の社会問題もしくはコミュニケーションそのものの問題について考えるべきであろう。

上記の内容を、多少個人的な経験を踏まえて説明してみたい。筆者が1990年代に呼称表現からその他の発話行為に関する対照社会言語学的な研究を始めたころ、日本語とドイツ語のコミュニケーションは、言語表現ばかりではなくその形式が違うため、日本語母語話者がドイツ語母語話者とよりよくコミュニケーションをとるには、そのコミュニケーションの形式的な違いをできるだけ正確に理解すべきだと思っていた。その際、コミュニケーションが成立するものであることは大前提であり、それをよりよく成立させるためにはどうしたらよいかを考えていたのであった。逆に言えば、成立しないコミュニケーションの問題については考えていなかった。成立しないコミュニケーションなどは、研究の対象にはならないと思っていたのであろう。ところが、2000年ごろに Gino Eelen のポライトネ

ス理論を批判する論考に接することで、インポライトネスの重要性について知るようになると、実際の世の中の問題としては、成立するコミュニケーションよりも、むしろ成立しないコミュニケーションの方が問題であり、これを研究することの方が重要と考えるようになった。その後、社会的にもヘイトスピーチやフェイクニュースの問題がマスコミなどでも取り上げられるようになった。その観点からこれまでのポライトネス研究を眺めてみると、その前提が問題であるばかりではなく、研究の方向性として、コミュニケーションにおけるプラスの側面にばかり目をむけていて、マイナスの側面には目をむけなかつたことに気づいたのである。コミュニケーションのプラスの側面にばかり目をむけていたために、社会的な問題には気づけなかつたのであろう。

では、次にこの問題について考えてみよう。

ポライトネス研究として最も有名なのは、ブラウンとレヴィンソンのポライトネス理論である。人間関係を構築したり維持したりする上では、たんに丁寧な表現を用いればコミュニケーションは円滑になるという単純なものではない。彼らは、そこにフェイス（以下、「顔」と記す）という概念を導入し、相手の「顔」を傷つけないようにしたり、あるいは相手の「顔」をたてたりするストラテジーが大切であるとした。対人関係の管理にとって、言語表現が重要な役割を果たすことは言うまでもないが、そこに理論的な補助線として「顔」という概念を導入し、ポジティブ・ポライトネスとネガティブ・ポライトネスというストラテジーを考案したのがブラウンとレヴィンソンの功績であった。

その後、対人関係が「顔」の管理という観点から、つまり相手の「顔」を立てたり、相手の気持ちを配慮したりすることで成立するという考え方によって、多くの研究がなされた。だが対人関係は「顔」の管理だけで成立するわけでもない。「顔」以外の概念として、柳田亮吾が提案したのが「利害関係」という概念であった（柳田 2017）。「利害関係」は「顔」とはあまり接点がないとはいえ、対人関係の管理には欠かせない要素といえよう。さらに「快」「不快」といった「感情」も重要な要素ということができるだろう。人をいい気持ちにさせたり、逆に人を傷つけたり、傷つけられたりするのは、「利害関係」や「顔」だけではない。大塚生子が指摘するように、自分に対する相手の心理が、自分の期待と異なっていた場合、あるいは相手を信頼する気持ちが裏切られたりするケースなどもある（大塚 2016）。

対人関係の管理にとって重要なのが、「顔」ばかりではなく「利害関係」や「感情」という要素であったとしても、これまでのポライトネス研究の方向性は、基本的にはポジティブな側面に限定されていた。「敬語」という文法用語にも表れているように「敬い」や「尊敬」、「謙譲」、もしくは「丁寧さ」であった。それ以外も「親しみ」や「改まり」なども、ポジティブで、道徳的とさえいえる概念であった。つまり、研究の対象として「ヘイトスピーチ」などのような社会問題に目がむけられなかつたばかりではなく、考察の道具として、あるいは対人関係を測る尺度として用いていた概念が、道徳的な評価によってなされていたのである。

研究の道具として道徳的な概念が使用され、より正しく、より善く、より美しいコミュニケーションの成立条件などに目がむけられることで、コミュニケーションが成立しない状況や社会における本質的な問題が見えなくなってしまう。それは、ある意味では現状の支配体制にとっては都合のよいことなのだろう。「やさしい日本語」がその典型であるように、社会的な問題に関心をもたない、もしくは無批判な言語学の知見は、支配の側に取り込まれてしまう。支配の側に取り込まれ、支配の側に評価されることで満足してしまうと、さらに本質的な問題には目がむかなくなる。そんな悪循環に陥ってしまう。無論、ここで本質的な問題とは何か、という問い合わせきちんと答えることはできない。だが、ジェンダーの問題であり、外国人受け入れの問題であれ、あるいは障がい者の問題であれ、おそらく社会における弱者が弱者のまま、その声が顧みられることなく現状が維持される、構造的暴力などが本質的な問題といえるのであろう。それらの問題に社会言語学が正面から向き合うことで、その知見が国政に顧みられるようになる、と言えるのかもしれない。

5. おわりに

本稿では、社会言語学と国レベルにおける言語政策の関係について、そのいくつかの側面を取り扱った。1) 政府にうまく利用されているとしても、その知見が十分に取り入れられているとは言えないという問題については「やさしい日本語」を例にして考えてみた。また、2) 政治の世界の言説を批判することはできても、そこに影響を及ぼすことはできていないという問題については、批判的談話分析・批判的談話研究を援用して書かれたいくつかの修士論文を用いて考察した。さらに、3) コミュニケーションのプラスの側面にばかり目をむけてきたため、具体的な社会問題には、たとえ意識していなかったとしても、あまり目をむけなかつたという問題についてはポライトネス研究を例にして述べた。

現時点では、社会言語学の知見が国レベルの言語政策に顧みられることはあまりなく、むしろ「やさしい日本語」のようにうまく取り込まれてしまっているように見える。だが、コロナ禍以降、さまざまな前提が崩れている中、新たな、刺激的な問い合わせを発することで国レベルの言語政策に顧みられるようにしていければよいと思っている。

参考文献

井上徹(2020) 「『やさしい日本語』はやさしいか」

https://drive.google.com/file/d/1p0_HtVEobz7eKUrO4YB295btK2gVK8Im/view
(2021. 4. 7)

ヴァン・デイク, テウン(山下仁訳) (2006 年) 「人種差別否認のストラテジー」 植田晃次他
(編著) 『共生の内実』 三元社 187-232.

ヴォダック, ルート・マイヤー, ミヒヤエル(野呂香代子監訳) (2010) 『批判的談話分析入門 : クリティカル・ディスコース・アナリシスの方法』 三元社

ヴォダック, ルート・マイヤー, ミヒヤエル(野呂香代子・神田靖子訳) (2018) 『批判的談話

研究とは何か』三元社

王心怡(2018)『すべての女性は輝けるのか—「女性活躍加速のための重点方針」の内実—』

未発表：大阪大学言語文化研究科修士論文

大塚生子(2016)「夫婦間会話のイン／ポライトネス分析：会話における『期待』を手がかりに」三牧・村岡・義永・西口・大谷(編著)『インターナル・コミュニケーションの理論と実践』くろしお出版 101-115.

沈吉穎(2019)『外国人高度人材の内実—批判的談話研究の視点から—』未発表：大阪大学言語文化研究科修士論文.

沈吉穎(2020)「外国人高度人材受け入れ政策における操作(マニピュレーション)に関する一考察—高度人材ポイント制を中心に—』『社会言語学』XX 53-81.

名嶋直義(2018)『批判的談話研究をはじめる』ひつじ書房

野呂香代子(2001)「クリティカル・ディスコース・アナリシス」野呂・山下(編著)『「正しさ」への問い—批判的社会言語学の試み—』三元社 13-49.

野呂香代子・山下仁(2012)「読めたのに読み解くことのできなかつた原発安全神話」ことばと社会 14 160-191.

柳田亮吾(2017)「ポライトネスと利害・関心—東京都議会やじ問題をてがかりに」『ことばと社会』 19, 178-202.

山下仁(2006)「共生の政治と言語」植田・山下(編著)『共生の内実—批判的社会言語学からの問いかけ—』三元社 157-185.

山下仁(2011)「批判的ディスコース分析」『日本語学』臨時増刊号 152-161.

山下仁(2016)「日本語圏のポライトネス研究の問題と課題」三牧・村岡・義永・西口・大谷(編著)『インターナル・コミュニケーションの理論と実践』くろしお出版 83-96.

山下仁(2021)「怒りの隠蔽—聞き手に怒りをもたらす言語機能について」柿原・仲・布尾・山下(編著)『対抗する言語—日常生活に潜む言語の危うさを暴く』三元社 339-369.

劉心怡(2021)「政治ディスコースにおける正当化ストラテジー—コロナ対策をめぐる安倍元首相の国会答弁を例に—」未発表：大阪大学言語文化研究科修士論文.

いったい何が「台湾語」なのか

呉 素汝

1. はじめに

近年の日本では台湾ブームを巻き起こし、それに伴い台湾のスイーツや出版物などに注目が集まっている。その中でも、台湾で使われている言語に興味を持ち、台湾語を学習する日本人が増加している。日台関係、文化交流がさらに深まっていけば、台湾人の私にとっては非常に嬉しいことである。

一方で、台湾語とは何なのか、あるいは、台湾語で表されている言語は何だろうか。フフバートルによれば、「特定の言語名としての固有名詞は『ロシア語』、『モンゴル語』、『日本語』、『韓国語』などのように、民族名や国名の固有名詞を冠するのが一般的である」(フフバートル 2009, p. 67)。したがって、台湾語という名称を聞いて、それが「台湾で使われている言語である」「台湾人が話している言語である」と解釈する方がいるかもしれない。これらの解釈は間違っているわけではない。しかし、実は、「台湾人は台湾語を話せるようにならなくてもよい」や「台湾語が話せなくとも台湾人だ」という考え方を持っている台湾人がいる¹。そういう考え方とは正反対の考え方を持つ台湾人がいることは言うまでもない。筆者の場合はよく祖父に「われわれ台湾人は台湾語を話せるようにならなければならないのだ」と言われた経験がある。このような台湾語の使用に対する意識や考えに相違があることは概して言えば、台湾では台湾語という言葉が使われているものの、それをそのまま「(あらゆる)台湾人が話している言語」と結びつけることはできないのである。すなわち、台湾人が話している言語、または、台湾で使われている言語は一口に台湾語であるとは言い切れない。

本稿では、台湾で使用される言語を概観し、その上で台湾における「台湾語」が何を指す名稱なのかについて紹介する。これによって、「台湾語」という言葉の特殊性及び台湾の言語状況の複雑さを再確認するきっかけとなれば幸いである。

2. 多様な言語が織りなす台湾社会

台湾の言語を単純化して「台湾語」と呼ぶことができない点を理解するためにはまず、台湾の公共交通機関・テレビ番組及び先行研究の調査結果から収集した台湾における現在の言語状況を提示する。なお、人口構成(五大エスニックグループ：原住民族、閩南人、客家人、外省人、新住民)²と言語政策の観点から台湾社会の言語状況についての論述は、拙著『「近代化」の

¹ Dcard (2015) 「其實台灣人不一定會說台語」, <https://www.dcard.tw/f/talk/p/95908>, (最終閲日 2021年5月2日)。なお、Dcardは台湾の若い世代が愛用するSNSである。

² 人口比率は言語学者黄宣範の推計によれば、原住民族が1.7%、閩南人が73.3%、客家人が12%、外省人が13%を占めている(黄 1994, pp. 19-37)。ただし、実際には異なるエスニックグループ間の通婚が珍しくない。このような状況下、エスニックグループという身分を追求することよ

反復と多様性—「東と西」の知の考古学的解体—』(共著、2021)の第7章「台湾社会の言語状況を反映した台湾人アイデンティティ形成と変容」を参照されたい。

2.1. 公共交通機関とテレビ番組における言語状況

台湾の公共交通機関を利用した経験のある人はご存知かもしれないが、車内では複数の言語によるアナウンスが行われている。例えば、MRT では台湾華語(台湾で使われる中国語、以下「華語」)³、英語、閩南語、客家語の4つの言語で案内され、そして主要駅では日本語アナウンスも流れる。鉄道(列車)のアナウンスは基本的に華語、閩南語、客家語の3言語で行われるが、主要駅では英語、また、一部の駅では原住民語の放送も加わる。確かに英語と日本語によるアナウンスは外国人観光旅客が円滑に公共交通機関を利用できるようにするためであろう。だが、その2言語は実際、一部の台湾人によって日常生活で使われることがある。この点は、2.2節に掲げる先行研究の調査結果から示される。

もう1つ、台湾の多言語状況が見えてくる箇所としてテレビ番組が挙げられる。台湾の大衆に対するマスメディアにおける閩南語や客家語の使用が1976年に「广播電視法(ラジオ・テレビ法)」の施行によって制限された(酒井 2006, p. 186)。その代わりに、華語はマスメディアにおける主要な使用言語となった。一方、1980年代以降、民主化と台湾化の進展に伴い、原住民族、閩南人と客家人が自らの言語と文化を保護するための政策を施行するよう要求し始めた(相川 2010, p. 64)。加えて、1993年に「广播電視法」が修正され、閩南語や客家語の使用に対する制限が削除された。現在のテレビでは華語のほか、閩南語、客家語と原住民語による番組放送が行われている。なおかつ、近年では新住民たちの母語・母文化の継承や、異文化理解を増進するために、台湾の地上波テレビではベトナム語、インドネシア語、タイ語など各国語によるニュース番組も放送されている。

このように、今日の台湾は複数の言語に触れることが可能な環境であると言えよう。次節では、台湾の人々はどのような言語を使って生活を送っているかを見ていく。

2.2. 先行研究にみる台湾の言語状況

台湾人の言語使用の実態を調査するとともに、言語使用に関わる要因、言語政策、母語意識やアイデンティティ(帰属意識)などをめぐっての議論を展開した研究が数多く蓄積されてき

りも、台湾人として生きている人がいる。一方、新住民の場合は、彼らは台湾人と国際結婚をして台湾に移住してきた外国人配偶者たちであり、中華民國內政部移民署の統計資料によれば、2020年末時点で外国人配偶者(台湾の国籍を取得した者を含む)の人数は565,299人である。そのうち、出身国籍は中華人民共和国が65.43%(内、3.35%は香港・マカオ)、ベトナムが19.58%、インドネシアが5.46%、フィリピンが1.84%、タイが1.65%、日本が0.97%、カンボジアが0.77%、韓国が0.35%、その他の国籍が3.98%を占める。

³ 台湾で使われる中国語は「台湾華語」のほか、「国語(グオユイ)」、「北京語」とも称されることもある。本稿では表記の統一のため、参考資料や文献に「国語」、「中国語」、「北京語」と記述されている場合であっても、あえてそれらを「華語」と表記する。

ている。ここではいくつかの研究を取り上げ、そこに見られる台湾の人々の言語生活をまとめ る。

行政院客家委員會(2017)は、台湾に住む中華民国国籍を有する人(65,732名)を対象に、彼ら のエスニックグループに対する自己認識、居住地域、客家の血縁／淵源の有無のほか、とりわけ客家人に属している人たちに対して客家語の聞く・話す能力、客家語の使用状況、客家語の 伝承意識などについて電話調査(Random Digit Dialing 及び Computer Assisted Telephone Interview)を行った。さらに、65,732名中1,313名(18歳以上の客家住民)に対して面接調査を 実施した。その結果、家庭内または外出時における客家語使用機会が減少していることがわかつた。また、両親、配偶者と子女に対しては客家語を使用しない人がそれぞれ5割強、6割台 半ば、7割強を占めており⁴、その中で未成年の子女に対しては華語を使用する人が最も多く(87.7%)、次に閩南語(5.4%)、客家語(4.9%)、その他の言語(1.6%)となっている。つまり、若 い世代に対しては客家語より華語を多用しており、客家語の使用は次第に減少しており、世代 間において断絶の現象が起きている。さらに、家庭内では華語、客家語と閩南語のほか、英語、 日本語、原住民語、ベトナム語の使用があることも報告している。

行政院原住民族委員會(2016)は、台湾における16部族の原住民族の言語能力、言語使用の 状況と態度について20,084名の原住民に対して深層の対面調査(face-to-face interview)を行った ものである。その結果、日常生活で使われる言語は華語が最も多く、次いで原住民語⁵、閩南語、 客家語の順となっている。また、年齢が高いほど原住民語の使用率が高い。さらに、原住民語 が使われる場面は衣食住の生活に関する話題を話す時、部族集会の時及び家庭内に限られてお り、これにより、原住民語の活力の衰えが進んでいることを指摘している。

吳(2019)は、台湾における言語使用と母語意識を調査し、そこから見えてくる帰属意識を明 らかにすることを目的とし、台湾北部地域の台北市にある公立S小学校(以下「S校」)と南部 地域の嘉義県にある公立D小学校(以下「D校」)における閩南語教育を受けている5年生を対 象にアンケート調査及び半構造化インタビューを行った。それによると、学校を問わず華語使 用は祖父母、両親、兄弟姉妹の順に増加しているのに対して、閩南語使用は前掲の順に減って いる。また、日常生活の中で華語と閩南語の2言語を併用することがしばしばあり、とりわけ 家庭内における客家語、英語やベトナム語の使用もあるという。そのほか、考える時と学校内 では状況や場面によっては閩南語ないし英語の使用が見られるが、華語の1言語が習慣的に使 われる／多用されること、及び、学校を除いた公的な場面における言語の使用においてS校で

⁴ 客家語を使用しない割合は「あまり使用しない」と「ほとんど使用しない」を合わせたもの である。詳しくみると、両親、配偶者と子女に対しては客家語を「あまり使用しない」と答えた人はそれぞれ1割強、1割台半ば、3割弱を占め、そして両親、配偶者と子女に対しては客 家語を「ほとんど使用しない」と答えた人はそれぞれ4割弱、5割弱、4割強となっている。

⁵ ここで注意すべきことは、調査協力者の属している部族によって使用する言語が異なること である。すなわち、「原住民語」には複数の言語が含まれている。その理由は台湾原住民族16 部族は単一民族ではなく、多様な言語文化をもつためである。行政院原住民族委員會(2016)に よれば、彼らの言語には42種類の言語(方言)がある。

は華語のみの使用が圧倒的(85.8%)であり、D 校では華語のみの使用(55.2%)と複数の言語(華語、閩南語や英語)の使用(40.4%)に分けられることも明らかになっている。全体的な結果として、児童の世代の中で華語はあらゆる場面に使われており、その他の言語の使用場面や対話者が限定されていると述べている。

鄭(2010)は、台湾北部地域にある台北と南部地域にある高雄に在住する 3 世代——日本統治時代に日本語教育を受けた世代(1931-1940 年生まれ)、戦後国民党政府統治時代に中国語教育を受けた世代(1961-1970 年生まれ)、及び戒厳令解除後多元的な言語発展・郷土教育の推進を経験した世代(1981-1990 年生まれ)を対象に、彼らの言語使用の状況と態度、母語に対する意識に関するアンケート調査とインタビュー調査を実施した。それによると、閩南語を最も多用する世代は老年層(1931-1940 年生まれの世代)であり、そして年齢層が下がるにつれて華語の使用が高くなっている。一方、全体的にみると、祖父母世代、親世代と聖職者以外の対話者(自分より若い世代・公的機関職員・医者・知らない人)に対する閩南語の使用が 5 割に達しておらず、華語が多用されている。また、伝統的な市場・先祖/神様をまつる時・喧嘩する時における閩南語の使用が 5 割を超えており、職場や伝統的な市場では華語と閩南語の 2 言語の使用も見られるという。さらに、華語はフォーマルな場面において使われる傾向があるのに対して、閩南語はインフォーマルな場面において使われる傾向があるという結果が示された。

簡(2002)は、台湾桃園県に在住するアタヤル族、閩南人、客家人と外省人——老年層(60 歳以上)、中年層(59 歳-30 歳)及び若年層(29 歳以下)を対象に、彼らの言語使用と言語意識について面接調査を行った。その結果、特にアタヤル族と客家人の言語生活において華語が私的な場面、すなわち家庭内に浸透しており、若い世代がアタヤル語と客家語を使わなくなるという状況が見られる。閩南人の場合は華語と閩南語を併用し、また、閩南語は閩南人以外の人たちにも使われていることを明らかにした。そして、外省人は年齢層を問わず、華語を圧倒的に多く使用している。さらに、とりわけ老年層(アタヤル族・閩南人・客家人)において、異なるグループの同世代同士との間に日本語⁶も使用されていることを報告している。

陳(2005)は、面識のない 2 名のインフォーマルによる面談(自然会話の考察)を通して台湾における閩南語と華語の併用実態及びその 2 言語が持つ機能を解析した研究である。調査内容(トピック)は自己紹介、正月の過ごし方、總統選挙について、わたしの趣味及び無題の 5 つである。それによると、参与者 2 名の会話は初め華語の使用がほとんどであり、そして面会回数が増え、次第に「台湾語」⁷を単語(word)、群(phase)や句(group)などの単位で挿入していく、最後は華語の使用が減少するとともに、ベース構造を台湾語に切り替えることへと変化していく。また、話し手自身の感情や考えを表出する時と相手に親しみを示す時には台湾語に切り替

⁶ 簡(2002)での老年層は日本統治時代に日本語教育を経験した人たちである。彼らは今なお、日本語を使用していることは簡(2002)のほか、杉本(2011)、藤井(2006)などの研究で報告されている。

⁷ 陳(2005)で使われる表現のままで引用した。陳は本文中に閩南語のことを「台湾語」という用語で表現した。この点については 3.節での記述から示される。

えることがわかった。さらに、陳は、華語は「疎」の状況下で多く用いられ、台湾語は「親」の状況下で積極的に用いられる傾向にあるということを提示した。

以上のことからわかるように、台湾では原住民諸語、閩南語、客家語、華語、日本語、英語、ベトナム語など複数の言語が日常生活で使われている。その中で、華語は広範囲にわたって使用されているとはいえ、場合(年齢、場面、対話者との関係や感情の表出)によっては言語の選択と使用が頻繁に変わる。しかも、会話の中で2言語のコードスイッチングが行われる状況もうかがえる。実際には、華語と閩南語が話せる筆者のこれまでの経験から言うと、対話者や話題によってそれらを明確に使い分ける時もあれば、会話においてその2言語を切り替えていく時もある。つまり、ここで述べたいのは、このような多言語使用状況の下、台湾人が話している言語、もしくは、台湾で使われている言語は何なのかという問い合わせに対して、台湾語であるという回答だけでは不十分なのではないだろうか。

3. 台湾語という呼称の捉え方

しかし他方では、台湾では「台湾語」という用語はごく普通に使われている。本節では、台湾における「台湾語」がどのような言語であるかについて紹介する。

まず、台湾語のことを、台湾では「台語」「台灣話」と呼ぶ。そして、それは通常、閩南語のことを指す。陳麗君によれば、「日本統治時代では、過去中国福建を中心とした移民(閩南人)が多かったため、閩南語を用いる人口は80%を超え、その結果日本の『日本語』に対立した台湾の『台湾語』という地位を得た」(陳 2011, p. 103, 丸括弧は筆者)。このことから、閩南人の言語、すなわち閩南語が台湾語という呼称で用いられる時期は日本統治時代にまでさかのぼることができると考えられる。この点については、樋口靖は、日本が台湾領有初期から台湾閩南語のことを「台湾語」という言い方で称し、そして「台湾人も長い間自分たちのことばを『台湾語』、『台語』のように呼びならわしてきた」(樋口 2012, p. 28)と述べている。こうした背景の下、台湾語という呼称は閩南語そのものを表す固有名詞として見なされ、日常生活に使われている。筆者も幼少の頃から何気なく「台語」を使ってきたが、台湾研究をきっかけとして、他のエスニックグループの存在を考慮し、研究論文において閩南語という言葉を使うようになった。だが、筆者自身の観察からは、公文書においては原則として閩南語と表記しているものの、現地調査では筆者の用いた「閩南語」という言葉が耳慣れず、「台語」という表現のほうに馴染んでいる協力者が少なくないのである。

とはいっても、近年では閩南語のことを台湾語で表現することに対して反発もある⁸。田上智宜によれば、その理由としては、台湾語すなわち閩南語は1980年代に旧支配者国民党政府が主張する中国ナショナリズムに対抗する、「台湾人」の言語とされ、象徴的に用いられるようになったからである(田上 2007, pp. 168-169)。言い換えれば、台湾語という呼称は台湾人が用いる言語といった意味合いが付与された。一方、2節で述べたように、台湾は複数の言語が混在し、

⁸ 「台語」という名称をめぐる論争について詳しくは、張顯榮(2009)「重新定義『台語』—客家人對『台語』名稱的態度分析—」台東：國立台東大學語文教育研究所碩士論文, pp. 14-23。

「台湾人」に使われている。したがって、そういう意味合いをもつ「台湾語」は閩南語だけが独占すべきではなく、全台湾人が用いる言語の総称として捉えなければならないと唱える人たちが現れた。このような主張に対して、閩南語を指す台湾語は日本統治時代以来使用され、すでに定着している呼称であり、「台湾の言語」の略称ではないという観点から閩南語のことを台湾語で呼ぶことに問題はないと指摘する人もいれば⁹、台湾語という表現は狭義の意味での台湾語(いわゆる閩南語)に加え、広義の意味での台湾語、すなわち台湾に住む諸エスニックグループの言語すべてを指すものもあると捉える人もいる。なお、ここで、どうして閩南人は自分たちの言語を閩南語と呼ばないかと疑問に思う人がいるかもしれないが、その背後にある要因については別稿に譲ることにしたい。

繰り返しになるが、なぜ台湾には筆者の祖父の言葉(前述の「われわれ台湾人は台湾語を話せるようにならなければならないのだ」)のような意識がある一方で、「台湾人は台湾語を話せるようにならなくてもよい」といった意識が見られるのだろうか。これまで見てきたことからも明らかなように、台湾においては一般的に閩南語が「台湾語」として扱われている一方で、閩南人のみならず他のエスニックグループも含めて台湾人のメンバーである、すなわち閩南語が話せなくとも台湾人であるという考えが併存しているためである。台湾語(閩南語)を台湾人と結びつけることは、その人の持つアイデンティティや言語観にもよるのももちろんのことではあるが、1980年代の台湾語の位置づけの変化が大きな要因の一つであると考えられる。

4. おわりに

通常、言語に民族名や国名を冠し、その言語は民族の固有なもの、または国家の象徴するものとなる。しかし、言語状況が複雑な国家・社会の場合は「言語名=国家名」の単純な図式として表現することができないことがある。台湾はその1例である。

本稿では台湾語とは何か、台湾語で表されている言語は何かという問い合わせから出発し、まず台湾の公共交通機関・テレビ番組、及び、先行研究の調査結果を通して、現在台湾の言語使用実態を概観し、その次に台湾で使われる「台湾語」という言語名が表すものについて見てきた。

台湾は多様な言語——華語、閩南語、客家語、原住民諸語、日本語、新住民の言語などを持っており、ここに住む人々は日常生活において場面や状況に応じて複数の言語を操っているというのが現状である。そういう言語状況に対して、台湾では「台湾語」という言葉は第二次世界大戦以前にすでに出現し、現在依然として使われている。ただし、その「台湾語」は一般に、閩南語のことを指す。1980年代以降、「台湾語=台湾人が用いる言語」として見なされるようになり、「台湾語」という呼称がどのような言語を指すべきかといった論争が起きている。現在その呼称は広義には全体の台湾人の言語を指すもの、ならびに、狭義には人口率が最も多く占める閩南人の言語を指すものとされることがある。

台湾の言語実態や社会状況に対するさらなる認識と理解を得るために、実際、一般の台湾民

⁹ 詳しくは、蔣為文(2014)『喙講台語・手寫台文：台語文的台灣文學講座』台南：亞細亞國際傳播社, pp. 48-50。

衆が「台湾語」という言葉をどう認識しているか、どの表現で閩南人の言語を呼んでいるかなど、「台湾語」に対する言語観を調査するとともに、その背後に潜む社会的背景について検討する必要があるが、それは今後の課題とすることにしたい。

主要参考文献

[日本語文献]

- 相川真佐夫(2010)「台湾における3つの言語政策」山本忠行・河原俊昭編著『世界の言語政策 第3集—多言語社会を生きる—』くろしお出版, pp. 55-76。
- 簡月真(2002)「台湾における言語接触」『社会言語科学』第4巻第2号, pp. 3-20。
- 吳素汝(2019)「台湾における言語使用と母語意識にみる帰属意識—小学校での閩南語履修者を事例に—」大阪大学大学院言語文化研究科博士論文。
- (2021)「台湾社会の言語状況を反映した台湾人アイデンティティ形成と変容」伊勢芳夫編『「近代化」の反復と多様性—「東と西」の知の考古学的解体—』溪水社, pp. 278-307, pp. 397-402。
- 酒井亨(2006)『台湾入門』増補改訂版, 日中出版。
- 菅野敦志(2016)「言語—共通語・母語・字体・表音式表記—」赤松美和子・若松大祐編著『台湾を知るための60章』明石書店, pp. 45-49。
- 杉本麗華(2011)「台湾における漢族『日本語人』のアイデンティティについての研究—日本語サークル『友愛グループ』を題材に」大阪大学大学院言語文化研究科博士論文。
- 田上智宜(2007)「『客人』から客家へ—エスニック・アイデンティティーの形成と変容—」『日本台湾学会報』第9号, pp. 155-176。
- 陳麗君(2005)「台湾における『国語』と『方言』の併用とその機能的共存—台湾中国語と台湾閩南語のバイリンガルの一例—」『社会言語科学』第8巻第1号, pp. 151-165。
- (2011)「言語接触による言語変化と文法化現象の一例—台湾中国語“有”構文の分析を中心—」『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』第8号, pp. 103-116。
- 樋口靖(2012)「領台初期の台湾語教学(一)」『文教大学文学部紀要』第25-2号, pp. 23-40。
- 藤井彰二(2006)「台湾『日本語世代』の日本語環境と日本語意識」『日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究海外調査報告書:海外調査報告書』国立国語研究所, pp. 146-160。
- フフバートル(2009)「少数民族語から見た中国の『国家語』名称—『国家通用語』名としての『普通話』の可能性—」『学苑:人間社会学部紀要』第820号, pp. 59-72。

[中国語文献]

- 黃宣範(1994)『語言、社會與族群意識—台灣語言社會學的研究—』再版、台北：文鶴出版有限公司(初版1993年発行)。
- 行政院客家委員會(2017)「(中華民国)105年度全國客家人口語言基礎資料調查研究報告.pdf」,
<https://www.hakka.gov.tw/Content/Content?NodeID=626&PageID=37585>, (最終閲覧日 2021年

5月1日)。

行政院原住民族委員會委託、世新大學承辦(2016)『原住民族語言調查研究三年實施計畫—16族綜合比較報告 第1-3期報告摘要彙編』台北：行政院原住民族委員會，

https://alilin.apc.gov.tw/tw/ebooks?view=adm_ebook&id=524 (最終閱覽日 2021年 5月 2日)。

蔣為文(2014)『喙講台語・手寫台文：台語文的台灣文學講座』台南：亞細亞國際傳播社。

中華民國內政部移民署(2020)「109年12月外籍配偶人數與大陸(含港澳)配偶人數按証件分10912」，

<https://www.immigration.gov.tw/5382/5385/7344/7350/8887/?alias=settledown&sdate=202011&edate=202012>，(最終閱覽日 2021年 5月 4日)。

張顯榮(2009)「重新定義『台語』—客家人對『台語』名稱的態度分析—」台東：國立台東大學語文教育研究所碩士論文。

鄭安秀(2010)「台灣語言使用與態度初探—以台北、高雄兩地為例」高雄：國立高雄師範大學台灣文化及語言研究所碩士論文。

国会討論におけるイン／ポライトネスとジェンダー¹

柳田 亮吾

1. はじめに

2020年10月7日、アメリカ副大統領討論会において民主党のカマラ・ハリス候補（肩書は当時、以下同様）とマイク・ペンス候補が意見を戦わせた後、ケーブルニュースにてそれぞれのパフォーマンスを批評した評論家たちは次のように述べたという（Fang 2020²）。

Republican pollster Frank Luntz said his focus group of undecided voters deemed Harris (...) “condescending” and “abrasive.”

Fox News host Bret Baier asked Karl Rove if the California senator was “likable.”

“If she was trying to, she failed at it,” Rove said.

Similarly, Fox News host Geraldo Rivera took issue with her “over-smirking, over-smiling.”

Overall though, he said, he felt she did well in showing debate viewers she was “not a scary lady.”

また、2021年2月3日の日本オリンピック委員会（JOC）の臨時評議員会にて東京五輪・パラリンピック大会組織委員会会長（当時）の森喜朗は女性理事を増やすJOCの方針に対して次のように意見を述べ、その場には笑い声も上がったという³。

「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかります」

「女性っていうのは競争意識が強い。誰か1人が手をあげていうと、自分もいわなきやいけないと思うんでしょうね。それでみんな発言されるんです」

「女性の理事を増やしていく場合は、発言時間はある程度、規制をしないとなかなか終わらないので困ると言っておられた。だれが言ったとは言わないが」

1 本稿は日本語用論学会第23回大会にて発表した同タイトルの研究に加筆・修正を行ったものである。

2 日本版ハフポスト（『ハリス氏、感じ悪いよね』という批判。もううんざりです【副大統領討論会】：https://www.huffingtonpost.jp/entry/kamala-harris-criticized-as-unlikable_jp_5f800860c5b664c95bd77e8b 2021年5月1日閲覧）に掲載された翻訳記事は以下の通り：

共和党の世論調査専門家フランク・ランツ氏は、「投票先を決めていない人たちは、ハリス氏^(ママ)の態度を不快で人を見下すようだったと感じた」とFOXニュースで批判した。

政治コンサルタントのカール・ローヴ氏も「ハリス氏^(ママ)が好感が持てたか」と尋ねられ、「もし好感を持たれようとしたのであれば、彼女は失敗しましたね」と答えた。

同じくFOXニュース司会のジェラルド・リベラ氏は、ハリス氏が「ニヤニヤと笑いすぎて、笑顔が多すぎ」と批判した一方で、「恐ろしい女性ではない」ということを視聴者に印象付けられた点はよかったです。

3 2021年2月4日付朝日新聞、朝刊、2社会面、26頁『女性がたくさんいる会議時間がかかる』 森氏『競争意識強く、みんな発言』 JOC会合より。

「組織委員会に女性は7人くらいおりますが、みなさん、わきまえておられて」

これらは女性が公共の場におけるコミュニケーションに参画する際の困難を端的に示す例である。ハリスの場合は、女性政治家には公開討論会において舌戦を戦い抜くことだけではなく、そのコミュニケーションスタイルを肯定的に評価される、女らしいもの (likable : 好感が持てる、not scary : 恐ろしくない) にすることが求められていることを示している (Fang 2020)。森の発言は、女性は話が長いので参加すれども発言するな、更に言うならば、女は身の程をわきまえて黙って (事実上多くの組織でトップに立つ) 男の言うこと聞いておけばよいという、時代錯誤も甚だしいジェンダーイデオロギーが日本社会において今なお維持されていることを示している⁴。

本稿では、こうした公共の場におけるコミュニケーションとジェンダーという問題を考える第一歩として、国会討論を取り上げる。第2章では政治的談話におけるインポライトネスとジェンダーについての先行研究を概観し、第3章では参議院予算委員会における相互行為を取り上げ、ジェンダーの観点から、フェイスワークと社交性の義務と権利についての分析を行う。

2. 政治・イン／ポライトネス・ジェンダー

2.1. 政治におけるイン／ポライトネス

R. Lakoff (1973)、Leech (1983)、Brown and Levinson (1987) といった初期のポライトネス研究において分析対象とされたのは日常会話における言語使用であり、制度度化された政治的談話が取り上げられるようになったのは比較的最近のことである。イギリス議会における首相への質問時間 (Prime Minister's Question Time) を取り上げた Harris (2001) は、日常会話とは異なり、議会という実践の共同体における相互行為においては、議員達が互いにフェイスを侵害しあうことが予期・期待されていることから、そのフェイス侵害行為を「政治的にインポライトである (being politically impolite)」と分析した。この Harris の研究は、初期のポライトネス研究において自明視されてきた、相互行為参与者達は互いのフェイスを保持しあうという道徳的な前提に疑問を投げかけることとなった。Harris の研究は、時を同じくしてなされた Eelen (2001) のポライトネス研究批判とも呼応しつつ、政治的談話を対象としたインポライトネス・ルードネスの分析・考察を本格化させるきっかけとなった。近年編纂されたポライトネス研究のハンドブック *Interpersonal Pragmatics* (2010) と *The Palgrave Handbook of Linguistic (Im)politeness* (2017) を見てみると、どちらにおいても政治的談話が項目として立てられており⁵、後者では Tracy (2017: 741-746) が友人や家族間での

4 周知の通り、この森の発言に対してはインターネット上を中心に大きな批判が集まり、ツイッターでは「#わきまえない女」というハッシュタグをつけた投稿が広がったことに鑑みるならば、これまでのポライトネス研究における「わきまえ」(井出 2006) といった理論が既存の社会における男女格差といった不平等を（再）生産してしまうことの危険性について改めて批判的考察がなされるべきであろう。

5 前者については Blas Arroyo (2010) を参照のこと。

日常会話とは異なる制度的な場面における政治的やりとりの特徴として以下の 6 つの項目を列挙している。

- (a) In political exchanges one or more parties have concerns about their social group's face as well as their own personal face.
- (b) Much political talk is designed for overhearing listeners even more than the actual party addressed.
- (c) Rudeness and insults are expected, even valued, parts of political talk.
- (d) Marked face-attack is often accompanied by politeness moves.
- (e) Traditional politeness moves can be used to insult or challenge a political person.
- (f) 'Backstage' is an elusive place for political communicators.

このように海外において政治的談話を扱うポライトネス研究が盛んに行われているのとは対照的に、日本において政治的談話を分析の対象とするポライトネス研究は管見の限りほぼ皆無である⁶。ポライトネス研究だけでなく、社会言語学あるいは語用論研究を見渡しても政治的談話を扱うものは未だ少数であり、日本の歴代首相・政治家の談話を分析した東（2006, 2007, 2010）、あるいは政治家の街頭演説と国会討論を分析した Ikeda (2013) といった研究が散見されるのみである。かつて山下（2006）は、日本の社会言語学において政治というテーマは「黙殺・忘却・隠蔽」されてきたと喝破したが、その状況は現在でも大きくは変わっていないといえよう⁷。

2.2. 政治とジェンダー

政治とジェンダーについて最も精力的に研究を行っているのは、英国の政治的談話を分析してきた Sylvia Shaw であろう (Shaw 2000, 2006, 2020, Cameron and Shaw 2016)。Shaw (2006) は、これまで特定の社会階級・人種・ジェンダーによって独占され、彼らによってそこでの相互行為の規範が作り上げられてきた英國議会に参与するにあたって、女性議員はどのような困難を抱え、それをいかに克服しているのかを、英國議会下院における議員達の相互行為の質的な分析によって明らかにしている。また、Cameron and Shaw (2016) は、英國社会の談話に敷衍する、男性政治家と女性政治家は異なるコミュニケーションスタイルを有しているという言語イデオロギー ('different voice' ideology) の実際を問うために、2015 年イギリス総選挙における党首の談話を分析し、男女間の言語使用の相違、また同性の内の言語使用の相違について考察を行っている。彼女の指摘で特に興味深いのは、英國

6 ただし、政治心理学的観点から政治的談話を扱ったものとして木下・フェルドマン (2018) があり、そこではテレビ番組における政治家への質問が Brown and Levinson (1987) の枠組みを用いて分析されている。

7 とはいって、近年批判的談話研究の成果が精力的に発表され（例えば名嶋 2018）、2020 年には『メディアとことば5』において「政治とメディア」という特集が組まれており、そうした状況も徐々に変わりつつあるのかもしれない。

社会においては、政治のみならずビジネスの世界においても、リーダーシップは男性的とされる攻撃的で、冷酷、競合的なコミュニケーションスタイルによってではなく、女性的とされる協調的、共感的、開放的なコミュニケーションスタイルによって取られるべきだと考えられているにもかかわらず、社会のあらゆる分野において実際にリーダの立場にあるのは男性が圧倒的多数であるという事実である。トニー・ブレア、ビル・クリントン、バラク・オバマといった政治家は、敵対的なことばで権威を示し、自身の意見を明確に主張するという男性的なスタイルと同時に、他者との繋がりを育み、自身の感情を吐露するという女性的なスタイルの双方を巧みに使い分けているが、女性政治家が同様の戦略を取ると、男性的なスタイルで権威を示すことが彼女に帰せられるステレオタイプと齟齬をきたし、否定的に評価されてしまいかねない。冒頭でふれたカマラ・ハリスの例のように、論戦で能力を示すことによって、女性政治家は「人を見下すような (condescending)」、「不快な (abrasive)」人物だと評価されかねないのである。こうした男らしさや女らしさにまつわる談話は、イン／ポライトネスを分析するときにも非常に重要な役割を担っており、既存のポライトネス研究の批判を通してイン／ポライトネスへの談話的アプローチ (discursive approaches to im/politeness) という新たな潮流を生み出す立役者となった Mills (2003, 2005) は、聞き手が話し手の言動を判断・評価する際にジェンダーステレオタイプが参照されることを指摘している。

以上海外における政治とジェンダーの研究について概観してきたが、日本におけることばとジェンダー研究に目を移すと、国語の成立過程とともに「女ことば」がいかにつくり上げられたかを問うた中村 (2007) や、日本におけるジェンダー／言語イデオロギーを精査しつつ、言語使用の実際を分析した論集である Okamoto and Shibamoto Smith (2004) などはあるものの、上述のような政治とジェンダーというテーマを取り上げている論考は管見の限り見当たらない。そこで本稿では、日本における政治とジェンダーを考える第一歩として、国会討論を取り上げ、その相互行為におけるイン／ポライトネスを分析する。

3. 国会討論

3.1. データと分析の観点

以下では「国会会議録検索システム」と「参議院インターネット審議中継」にそれぞれ記録されている文字と映像データをもとに、参議院予算委員会（第 201 回国会参議院予算委員会第 1 号：令和 2 年 1 月 29 日⁸、同第 2 号：同年 1 月 30 日⁹）における委員と内閣閣僚の質疑応答の分析を行う。分析の対象としては、野党委員の中から、所属政党、ジェンダー、経

8 国会会議録検索システムより (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120115261X00120200129¤t=1> 2021 年 5 月 1 日閲覧)。また、討論の様子は参議院インターネット審議中継に加え、YouTube の石垣のりこのチャンネルでも確認できる (https://www.youtube.com/watch?v=B_V5i2P7UG4 2021 年 5 月 1 日閲覧)。

9 国会会議録検索システムより (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120115261X00220200130¤t=2> 2021 年 5 月 1 日閲覧)。動画はやはり以下からも確認できる (<https://www.youtube.com/watch?v=jjaPUoBAF9Q> 2021 年 5 月 1 日閲覧)

験（当選回数）の異なる以下の6名による談話を選定した（肩書は当時、以下同様）。

表1：分析した相互行為における質問者

第201回国会参議院予算委員会第1号 (令和2年1月29日)	第201回国会参議院予算委員会第2号 (令和2年1月30日)
蓮舫（立憲・国民・新緑風会・社民） 当選3回 質疑応答時間：約86分 発言回数：86回	田村智子（日本共産党） 当選2回 質疑応答時間：約53分 発言回数：36回
石垣のりこ（立憲・国民・新緑風会・社民） 当選1回 質疑応答時間：約21分 発言回数：14回	音喜多駿（日本維新の会） 当選1回 質疑応答時間：約17分 発言回数：12回
杉尾秀哉（立憲・国民・新緑風会・社民） 当選1回 質疑応答時間：約40分 発言回数：38回	山添拓（日本共産党） 当選1回 質疑応答時間：約47分 発言回数：47回

分析にあたっては、前述のTracy (2017) のように相互行為参与者のフェイスワークにのみ焦点を当てるのではなく¹⁰、Spencer-Oatey (2005, 2008) のラポールマネジメント (rapport management) の枠組みを参照しつつ、相互行為において相互に関連し合うフェイスへの配慮 (face sensitivities)、社交性の権利と義務 (sociability rights and obligations)、相互行為上の目標 (interactional goals) の三つに注目する。

- Face: associated with personal relational/social values, and concerned with people's sense of worth, dignity, honour, reputation, competence and so on.
- Sociability rights and obligations: concerned with social expectancies, and reflect people's concern over fairness, consideration and behavioural appropriateness.
- Interactional goals: the specific task and/or relational goals that people may have when they interact with each other.

(Spencer-Oatey 2008: 13-14 より一部改変)

以上を踏まえ、以下の分析では次の三点について考えてみたい。

1. 質問／応答の形式・内容に、ジェンダーは関与性を持つのか否か？
2. 発言内容に対する判断・評価に、ジェンダーは関与性を持つのか否か？

¹⁰ イン／ポライトネスを分析・考察するにあたって、相互行為者のフェイスワークのみを分析することの問題点については、拙論（柳田 2017）を参照のこと。

3. 国会という実践の共同体の規範の交渉に、ジェンダーは関与性を持つのか否か？

3.2. データ分析

分析に入る前に制度的談話である委員会での相互行為の基本的な特徴について、2.1節で引用した Tracy (2017) の要約 (a-f) を参照しつつ、確認しておこう。予算委員会は、他の委員会と同様、インターネットを通して中継され、記録が保存されるだけでなく、時にテレビにて中継がなされることもあり、最も注目の集まる委員会である。従って、そこでのパフォーマンスは議場内の議員に対してのみならず、中継を視聴しているあるいはその後視聴するであろう日本の有権者、さらにいうならば世界中の利害関係者に対しても向けられていると考えられる (b)。委員会での相互行為における発言の順番取りは高度に制度化されており (柳田 2012)、やじを除く議場での公式の発言は議長による指名を経てのみなされる。また、国会では敬称の使用の義務や無礼の言を用いることの禁止といった言語使用に関する規則も設けられているため、政治的な利害・関心の異なる議員達は非常に形式的な言語を用いて、互いのフェイスを侵害しあうこととなる (c, d)。

3.2.1. フェイスワーク

上述の通り、委員会における相互行為での発話の順番取りは制度化されており、議長が開会を宣言し、発言する委員を指名し、その後は委員による閣僚への質問と閣僚の答弁が繰り返されるという形で進んでいく。今回分析した 6 人の野党委員の質問にみられる共通の特徴は、政権に対する否定的な評価の提示である。以下のデータ 1 は、石垣のりこが第一の質問を行っているところであるが、実際の質問 (6-10 行目) に入る前に安倍政権に対する批判（「我が国の安全の最大の障壁」: 3 行目、「ずさんさ、責任感のなさ」: 4 行目、「堕落」: 5 行目）を織り込んでいる。この石垣の政権に対するフェイス侵害行為に対して、安倍晋三は特に反論することもなく、事実確認の質問にのみ答えている (11-13 行目)。ここで留意すべきは、安倍に与えられているのは質問されたことにのみ答えるという権利であるため、質問ではない石垣のフェイス侵害行為には応答することができないという点である。安倍としても野党委員がこのような質問をしてくることは百も承知であるため、石垣の批判は「予期されたフェイス侵害行為」(Harris 2001) であるといえる。また、安倍は質問に対して答える権利を有するとともに義務をも負っているので、個人情報の保護を理由に「回答を控えさせていただいている」と答弁することで石垣の質問をはぐらかしている。これに対して、石垣もまた安倍のはぐらかしの戦術を予期していたかのように、当該のビジュアルバンドのメンバーが桜を見る会に招待されたという事実は公になっていると反論しつつ(14-15 行目)、安倍の対応に対して再び否定的な評価を下している（「すぐ情報を隠蔽、改ざんされる」: 18-19 行目）。

〈データ 1¹¹〉

石垣	立憲・国民・新緑風会・社民の石垣のりこです。	1
(301)	…（略）…	2
	…我が国の安全の最大の障壁となっているこの政権の公文書管理及び公金管理のずさんさ、責任感のなさをたださなくてはならないと思います。	3
	そのために、この政権の堕落の象徴とも言える桜を見る会について主に質疑をさせていただきます。まず、総理に伺います。	4
	…（略）…	5
	としますと、この招待、このビジュアルバンドの方の御招待というのは、安倍総理枠での御推薦、昭恵夫人の意見を聞いての御推薦ということでよろしいでしょうか。	6
安倍	桜を見る会の招待者やその推薦元については、個人に関する情報であるた	7
(302)	め、招待されたかどうかも含めて從来から回答を控えさせていただいているところでございます。	8
	個人情報、既に御本人が御招待でいただいているということで出ておりま	9
(303)	すけれども、いずれにしましても、昭恵夫人の、この方の応援ということを称して、総理官邸で記念撮影をして、ユーチューブにこのバンドの方への応援メッセージも撮影されていらっしゃると。何かあれば二言目には機密、セキュリティー、そのようにお話をされて、すぐ情報を隠蔽、改ざんされるにもかかわらず、昭恵夫人に関することに関してもかなり脇が甘い	10
	というふうに認識せざるを得ません。	11
	…（略）…	12
		13
石垣	個人情報、既に御本人が御招待でいただいているということで出ておりま	14
	すけれども、いずれにしましても、昭恵夫人の、この方の応援ということを称して、総理官邸で記念撮影をして、ユーチューブにこのバンドの方への応援メッセージも撮影されていらっしゃると。何かあれば二言目には機密、セキュリティー、そのようにお話をされて、すぐ情報を隠蔽、改ざんされるにもかかわらず、昭恵夫人に関することに関してもかなり脇が甘い	15
	というふうに認識せざるを得ません。	16
	…（略）…	17
		18
		19
		20
		21

このように質疑応答は、野党委員による政権・閣僚に対するフェイス侵害と閣僚による自身と自身の属する集団のフェイスの保護のせめぎあいという形で進んでいくが、時に答弁する閣僚から反論がなされる場合もある。以下のデータ 2 は桜を見る会に関する蓮舫と菅義偉とのやりとりである。蓮舫は桜の会に「反社会的勢力らしき人物」と「マルチ商法の元会長」が招待されていたという事実を提示し、招待の理由を安倍に問うたのに対して、その返答をした菅は蓮舫の提示する事実に反論をし（「実際、反社会かどうかというのも具体的なことはなかったんじゃないでしょうか」：7-8 行目）、その後の蓮舫の追求に対しても、招待した人はあくまで反社会的勢力らしいだけであるとし、「断定したら、私、抗議しようかなと思いますけど」（12-13 行目）、「反社会ということを決め打ちすることは私、おかしいと思

¹¹ データの詳細については表1と注8、9を参照のこと。ここでは発言者と発言、加えて国会会議録に記載されていた発言番号も付記する。相互行為の詳細な分析のためには発話のパラ言語的特徴や非言語行動の分析が欠かせないことは言うまでもないが、本稿ではひとまず内容の分析を優先するため、提示するデータは国会会議録に記録されているものをそのまま用いている。

いますよ」(15行目)などと述べ、強く反発している。

〈データ2〉

蓮舫	桜を見る会には、反社会的勢力らしき人物が菅官房長官とツーショットを撮って、SNSで拡散されました。多大な被害をもたらしたマルチ商法のジャパンライフの元会長も呼ばれていました。この人たちは何の功労、功績者なんですか、総理。	1 2 3 4
菅	私が桜を見る会で写真を撮ったこと、多分数千枚撮っているかもしれません。そういう中の人人が反社会的と言われました。私は全く承知していませんし、実際、反社会かどうかというのも具体的なことはなかったんじやないでしょうか。	5 6 7 8
蓮舫	何の功労があるんですかと聞いているんです。	9
(025)		
菅	ですから、その人がどなたか分からないわけですよ。桜を見る会の中で写真を撮ったと、その人があたかも反社会と断定して私この間で言われて調べましたら、らしいということだったんですね。断定したら、私、抗議しようかなと思いますけど。いろんな方が出席をされますけれども、その中で、功労のある方など、また地域で活躍をしている方など、そうした方で、反社会ということを決め打ちすることは私、おかしいと思いますよ。	10 11 12 13 14 15
(028)		

委員の質問に対する閣僚の反論の強度はやりとりごとによって異なるが、今回の分析ではこのデータ2の菅の反論が最も強い形でなされたものであった。ただこうした菅の強い反応の理由として、質問者が女性議員であったからというのはあまりに早計であり、このやりとりにおいてジェンダーが関与性を持っていたと断定することはできないであろう。

最後に、分析した6人の委員の中で、唯一政権・閣僚に対してフェイスへの侵害と共にフェイスの保持を行っていた音喜多の談話を見ておこう。以下のデータ3は音喜多が安倍の答弁が不十分であると否定的評価を下すところから始まる（「なかなかすっきりした回答をいただけない」：1行目）。その後音喜多は話題を変え、新たな質問をする中で、他の委員の質問にみられたように安倍のフェイスを侵害する（「憲法改正は、残念ながら全く動く気配を見せておりません」：5-6行目）と同時に、フェイスの保持（「野党には絶対にできない逆転の発想を持って」：8行目）も行っている。これに呼応して、安倍もその答弁で音喜多のフェイスを高め（「大変力強い御提案」：11行目、「建設的な議論」：12行目）、最終的には「敬意」をも表している（12行目）。さらに音喜多は次の質問において、Brown and Levinson(1987)のいうところのポジティブポライトネスストラテジー（「我々も思いは同じ」：15行目、「心からエールを送りたい」：21-22行目）によって安倍政権との共通の基盤を構築している。

〈データ 3〉

音喜多	なかなかすっきりした回答をいただけないわけですけれども。それで今問	1
(118)	題が起こっているわけですから。最後の我々の提案は、公文書管理をテーマとした憲法改正です。	2
	… (略) …	3
	安倍総理が悲願とする憲法改正は、残念ながら全く動く気配を見せておりません。しかし、国民にとって最も重要な財産である公文書を憲法によって守るという考えは、幅広く多くの国民に支持されるはずです。ピンチはチャンス、野党には絶対にできない逆転の発想を持って、安倍総理は自民党総裁として公文書改革を旗頭に力強く憲法改正を推し進めるべきだと考えますが、総理のお考えを是非お聞かせください。	4
安倍	憲法改正に向けた大変力強い御提案をいただいたと、このように思います	5
(119)	し、建設的な議論を呼びかけておられますことに敬意を表したいと思います。	6
	… (略) …	7
音喜多	公文書館の機能強化の一部については、我々も思いは同じであります。そ	8
(120)	して、憲法改正については、是非、ここは参議院でも憲法審査会を開催していただきますよう、各会派の御賛同を改めてお願いを申し上げます。次に、労働市場と社会保障制度改革についてです。その切り口として、課題が凝縮されている育休の問題を取り上げたいと思います。先般、小泉進次郎環境大臣が独自の形で育休を取得されることを宣言され、大きな話題となりました。私自身も、二児の父として、今回の決断については心からエールを送りたいと思います。	9
	… (略) …	10
		11
		12
		13
		14
		15
		16
		17
		18
		19
		20
		21
		22
		23

音喜多の目的はおそらく批判のみならず建設的な議論をしていることを示すことで自己と他者との差異を明確化し、それを議場の内外（安倍のみならず討論の中継を視聴する有権者）に提示することであろう。理由はともあれ、他の 5 人の委員がこのような戦略をとっていないところみると、この音喜多の言語・談話的においてジェンダーが関与性を持っているわけではないということはできよう¹²。

¹² データ 3 において音喜多は小泉進次郎の育休取得を取り上げ、自身も父である、つまり「父親」というアイデンティティを遂行しており、そうした意味ではこのやり取りにおいてジェンダーは関与性を持つと論じることはできよう。ただここでは音喜多は男であるがゆえにこのパフォーマンスを行ったというよりもかは、良き自己イメージの提示という目的のためにジェンダー・アイデンティティを利用したというべきであろう。

3.2.2. 社交性の義務と権利

前節では委員と閣僚のフェイスワークについてみてきたが、ここでは社交性の権利と義務に注目し、相互行為者が国会という実践の共同体の規範をいかに交渉しているかについてみていく。データ1の分析で述べたように、委員会の質疑応答において、閣僚は委員からの質問に答える権利を有すると同時に義務を負っている。データ1における安倍の「回答を控えさせていただいている」(12-13行目)という答弁はその義務を最低限果たしつつ、自身のフェイスへの侵害を未然に防ぐ手練手管である。データ1において質問者の石垣はこの安倍の戦術に対して嫌味を述べるのみで(14-15行目)、それ以上の追求は行っていないが、そうしたはぐらかしの戦術は答弁者の責務を果たしていないとして非難の対象となることがしばしばある。以下のデータ4は田村智子が桜を見る会になぜ「悪質なマルチ商法を繰り返してきた有名人」が招待されたのかを追求しているところである。田村は安倍が桜を見る会に招待した人物がマルチ商法に関与する人物であることを知っていたかどうかを嫌味交じりに問い合わせ(3-4行目)、これに対する安倍の釈明を「ちょっと失笑するしかないような答弁」(10行目)と否定的に評することでフェイスの侵害を行っている。次に、田村はそうした人物に対して「招待状を出した責任を誰が取るのか」(11-12行目)と問うものの、安倍が個人情報の保護を理由に「回答を控えさせていただいている」と返答し、社交性の義務を果たしていないことから、再度同じ質問を繰り返している(「だったらちゃんと答えるべきでしょう。誰がどう責任取るのか、答えるべきですよ。」: 18-19行目)。その追求にもかかわらず、安倍は同様の返答(「回答を控えさせていただいている」: 22行目)を繰り返しため、議場にはやじが飛び交い(「(発言する者あり)」: 23行目)、委員らが抗議をしに議長に詰め寄り、質疑は一時中断することとなった。

〈データ4〉

田村	悪質なマルチ商法を繰り返してきた有名人なんですね。一九七〇年代、マ	1
(229)	ルチ商法被害が社会問題になったときに国会に参考人招致もされています。勉強している政治家なら知らないはずはありません。総理も当然御存じだったんじゃないですか。	2
安倍	私自身、御存じだったというのは、私自身はそのことについてはつまびら	3
(230)	かに承知はしておりますが、また、私自身は山口氏と一对一のような形でお会いしたことはなく、個人的な関係は一切ございませんし、山口氏も	4
	そのような発言をされていると、このように記憶をしております。	5
	… (略) …	6
田村	ちょっと失笑するしかないような答弁なんですね。私の事務所には被	7
(231)	害者からの手紙が何通も届くんですよ。こんな人物をなぜ安倍総理は招待	8
	したのか、招待状を出した責任を誰が取るのか。総理、これにどう答えますか。	9
		10
		11
		12
		13

安倍	同じ御質問でございますので同じ答弁になって大変恐縮でございますが、	14
(232)	個人に関する情報であるため、招待されたかどうかも含めて従来から回答を控えさせていただいているところでございます	15
		16
田村	さっき、一般論とはいって、企業や個人の違法、不当な活動に利用されるこ	17
(233)	とは容認できないと言った。利用されたんですよ。だったらちゃんと答え	18
	るべきでしょう。誰がどう責任取るのか、答えるべきですよ。	19
安倍	それは、今申し上げましたように、御本人がどのような発言をされている	20
(234)	かということはですね、にはかかわらず、個人に関する情報であるため、招待されたかどうかも含めて従来から回答を控えさせていただいている	21
	ところでございます。(発言する者あり)	22
		23

このやりとりで行われているのは、質問に対する答えを閣僚から引き出すことで批判の足掛かりにしたい委員と質問に対する答えをはぐらかすことで批判を交わしたい閣僚との社交性の権利と義務を巡る規範の交渉であり、質問者である田村は同じ質問を繰り返すことで、「やじ」や委員会という相互行為において裁定権を持つ議長への抗議といった他の委員からの応援を誘い、相互行為が自身にとって有利に運ぶよう試みている。このような形での規範の交渉はしばし行われ、今回の分析では音喜多を除く 5 人の委員の質問において規範の交渉が見られた。

最後に、委員が自身にとって相互行為を有利に進めるためではなく、自身にとって不利な状況を打破するために行われる規範の交渉についてみておこう。前述の通り、国会での相互行為において議員は委員長ないし議長に発言権を付与されなければ「公式」には発言することはできない。しかし、データ 4 で見たように、やじという「非公式」な形での発言は黙認されている。委員はこうしたやじを閣僚の批判のために利用すると同時に、やじを飛ばされた場合にはそれをやり過ごし、自身の発言する権利を死守する必要がある。以下のデータ 5 は山添拓が桜を見る会の招待名簿が保管されていないことを批判しているところであるが、質問の最後にやじが飛び（「(発言する者あり)」：4 行目）、山添はそれに対して「やじはやめてください。」（4 行目）と明示的に反応している。

〈データ 5〉

山添	保存期間が一年なのに、現在も一年以上にわたって保存されているものが	1
(348)	あります。同じ内閣府の所管です。三月開催と四月開催、近接する時期です。なぜ片や保存期間を超えて保存され、片や全部廃棄済みなんでしょうか。(発言する者あり) やじはやめてください。	2
		3
		4

やじは「議会の華」と称され、国会における相互行為において重要な役割を担っているものの、不規則発言であるがゆえに国会会議録には上のように「(発言する者あり)」と記録され

るだけであり（あるいはされないこともあります）、映像データにも全てのやじが明瞭に記録されているわけではない。そのためやじの分析は方法論上の困難が伴うが、今回の分析では、6人の委員の中でも男性議員の山添と音喜多のみがデータ5のようなやじに対する反撃としてことばによる制止を行っていた。こうしたやじへの応対がジェンダーと関与性を持つのか否かについては、今後さらなる研究が必要である。

3.3. まとめ

以上を踏まえるならば、少なくとも今回扱ったデータにおいては、国会討論においてジェンダーが関与性を持っているとは言えないと結論付けられる（3.1節を参照のこと）。分析した野党委員全ての質問において受け手である閣僚あるいは政権に対するフェイスへの侵害行為が含まれており、ジェンダーによって質問の形式・内容に大きな差異は見られなかった。また、質問に対する閣僚の応答については、当然ながら個々の質問によって内容は異なるものの、閣僚のとる言語・談話戦略は自身と自身の属する集団のフェイスを保護することを目的としており、質問者のジェンダーにかかわりなく、閣僚は不利な情報を極力出さないようはぐらかしの戦略に終始していた。また、閣僚は野党委員のフェイスの侵害に対しては聞き流すことが多いが、時として反論することもあった。こうした反論の内容とその強度は個々のフェイス侵害行為の内容と侵害度によって変わるが、閣僚が質問者のジェンダーに基づいてその質問の判断・評価をし、反論を試みているという事例は見られなかった。フェイスワークの分析において、特筆すべきは、音喜多のみが質問の受け手である安倍のフェイスを保持し、高めすらしており、これはジェンダーが関与しているというよりかは、音喜多の自己と他者を差異化する戦略と考えられる。また、閣僚のはぐらかしの戦略に対しては、音喜多を除くすべての委員が質問を繰り返すあるいは再定式化し、閣僚の社交性の義務を前景化することで、国会という実践の共同体における規範の交渉を行っていた。最後に、全ての委員がやじによって発言する権利を侵害されており、これに対しては山添と音喜多のみが明示的にやじの制止を訴えてはいたものの、方法論上の問題もあり、こうした言語・談話戦略がやじの受け手のジェンダーに起因するかどうかは定かではなかった。

4. おわりに

本稿では参議院予算委員会の相互行為を取り上げ、イン／ポライトネスとジェンダーの観点から分析を行った。世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数によると（World Economics Forum 2021）、日本は156か国中120位、中でも、国会議員の女性の割合、閣僚の女性の割合、過去50年の女性首相の三つからなる政治分野では147位となっており、日本における女性の政治参画は世界でも最低水準に留まっている。この原因については様々な社会的要因が考えられるが、その原因の一つには冒頭で取り上げたカマラ・ハリスへの批評のように、女性政治家が直面する好感度と能力の提示に係るジレンマがあるのかもしれない。その答えには、本稿で行ったような相互行為の分析をメタ語用論的な談話（ジェンダー

に関する言語イデオロギーあるいはステレオタイプ) の分析と組み合わせることで、近づくことができよう。これについては今後の課題としたい。

〈謝辞〉

本研究は JSPS 科研費 JP20K13005 (若手研究 令和 2 年~4 年度 「国会／議会におけるやじをもとにした政治コミュニケーションの日英対照研究」研究代表者：柳田亮吾) の助成を受けた研究成果の一部である。記して謝意を表したい。

〈参考文献〉

- 東照二 (2006) 『歴代首相の言語力を診断する』 研究社。
- 東照二 (2007) 『言語学者が政治家を丸裸にする』 文藝春秋。
- 東照二 (2010) 『選挙演説の言語学』 ミネルヴァ書房。
- Blas Arroyo, J. L. (2010) ‘Interpersonal issues in political discourse’, in M. A. Locher & S. L. Graham (eds.) *Interpersonal Pragmatics*. Belin, New York: De Gruyter Mouton, 405-434.
- Brown, P. and Levinson, S. C. (1987) *Politeness: Some Universals in Language Usage*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Cameron, D. and Shaw S. (2016) *Gender, Power and Political Speech: Women and Language in the 2015 UK General Election*. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 103-120.
- Eelen, G. (2001) *A Critique of Politeness Theories*. Manchester: St. Jerome Publishing.
- Fang, M. (2020) ‘Like clockwork, Kamala Harris criticized as ‘unlikable’ because she’s a woman in politics’. HuffPost. Available at: https://www.huffpost.com/entry/kamala-harris-debate-performance-sexism-racism_n_5f7f0f5dc5b6a9322e243161 (accessed 1 May 2021)
- 井出祥子 (2006) 『わきまえの語用論』 大修館書店。
- Ikeda, K. (2013) *Audience Participation in Politics: Interactional Analysis of Political Communication in Contemporary Japan*. Osaka: Kansai University Press.
- Lakoff, R. T. (1973) ‘The logic of politeness; or, minding your p’s and q’s’. *Papers from the Ninth Regional Meeting of the Chicago Linguistics Society*, 292-305.
- Leech, G. (1983) *Principles of Pragmatics*. London, New York: Longman.
- Mills, S. (2003) *Gender and Politeness*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mills, S. (2005) ‘Gender and impoliteness’. *Journal of Politeness Research*, 1(2): 263-280.
- 名嶋義直 (2018) 『批判的談話研究をはじめる』 ひつじ書房。
- 中村桃子 (2007) 『「女ことば」はつくられる』 ひつじ書房。
- Okamoto S. and Shibamoto Smith, J. S. (eds.) (2004) *Japanese Language, Gender, and Ideology: Cultural Models and Real People*. Oxford: Oxford University Press.
- Shaw, S. (2000) ‘Language, gender and floor apportionment in political debates’. *Discourse & Society*, 11(3): 401-418.

- Shaw, S. (2006) ‘Governed by the rules?: the female voice in parliamentary debates’, in J. Baxter (ed.) *Speaking Out: The Female Voice in Public Contexts*. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 103-120.
- Shaw, S. (2020) *Women, Language and Politics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Spencer-Oatey, H. (2005) ‘(Im)politeness, face and perceptions of rapport: unpacking their bases and interrelationships’. *Journal of Politeness Research*, 1(1): 95-119.
- Spencer-Oatey, H. (2008) ‘Face, (im)politeness and rapport’, in H. Spencer-Oatey (ed.) *Culturally Speaking: Culture, Communication and Politeness Theory* (2nd edition). London: Continuum, 11-47.
- Tracy, K. (2017) ‘Facework and (im)politeness in political exchanges’, in J. Culpeper, M. Haugh and D. Z. Kádár (eds.) *The Palgrave Handbook of Linguistic (Im)politeness*. London: Palgrave Macmillan, 739-758.
- World Economics Forum (2021) *Global Gender Gap Report 2021*. Available at: http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2021.pdf (accessed 1 May 2021)
- 山下仁 (2006) 「共生の政治と言語」植田晃次・山下仁（編著）『「共生」の内実—批判的社會言語学からの問いかけ』三元社、157-185 頁。
- 柳田亮吾 (2012) 「国会答弁から見たイン／ポライトネス」大阪大学大学院言語文化研究科編『言語文化共同研究プロジェクト 2011 批判的社会言語学の方法』、41-54 頁。
- 柳田亮吾 (2017) 「ポライトネスと利害・関心—東京都議会やじ問題をてがかりに」『ことばと社会』19 号、178-202 頁。

〈参考資料〉

- 朝日新聞記事データベース 聞藏 II : <https://database.asahi.com/index.shtml>
- 石垣のり子 YouTube チャンネル : <https://www.youtube.com/channel/UC-uJ9TMQusn-cpIklh-S-5A/featured>
- 国会会議録検索システム : <https://kokkai.ndl.go.jp/#/>
- 参議院インターネット審議中継 : <https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

ルクセンブルクにおける住民と行政をつなぐ言語の選択 —自治体が用いる書き言葉の傾向から—¹

小川 敦

1. はじめに

西ヨーロッパの小国であるルクセンブルク大公国（以下、「ルクセンブルク」と表記）では、フランス語、ドイツ語、土着のゲルマン語であるルクセンブルク語が公用語として規定されている。ルクセンブルク語は公用語のみならず国民統合の象徴として、唯一の国語（*langue nationale*）としての地位を得ているが、ルクセンブルク語が公的に認められたのは1984年の言語法²以降であり、その歴史は決して古いものとはいえない。というのも、言語法が作られた1980年代まで、一部の文学作品等を除いては書き言葉としてはフランス語とドイツ語が用いられ、ルクセンブルク語は国民の象徴として重要なものとして見なされるにもかかわらず、多くの場合話し言葉として用いられてきたためである。今日では、1980年代と比較してルクセンブルク語が書かれる機会は飛躍的に増大しており、それはSNSや電子メール等の私的な領域からはじまり、公的な領域にまでおよんでいる。

本稿では、ルクセンブルクにおける小規模自治体が住民に対して発するメッセージである広報誌の使用言語に焦点を当てる。自治体広報誌は住民が地元の情報を得るに重要な媒体であり、住民と行政を書き言葉で結ぶ役割を担っている。小規模な自治体は予算規模も人員も限られると想定される中で、どの言語を用いて住民と接しようとしているのかを見ることによって、自治体の言語政策のあり方を垣間見ることが可能になると考える。

2. 現在のルクセンブルクの公用語

小規模自治体広報誌の言語使用を扱う前に、前提としてルクセンブルクの公用語について簡潔に扱いたい。現在のルクセンブルク近代国家が成立したのは1839年のロンドン協定によってであり、その際フランス語圏（現在のベルギー領リュクサンブルグ州）を失いほぼドイツ語圏のみの領土となった。しかし、フランス語はドイツ語と

¹ 本研究の一部は、科学研究費助成事業 基盤研究C「ルクセンブルクにおける移民の子弟への識字教育支援－社会経済的不平等解消のために」（課題番号17K03009、研究代表者 小川敦（大阪大学）、2017～2020年度）、および基盤研究B「自治体移民言語政策と言語認識に関する国際比較研究」（課題番号18H00689、研究代表者 塚原信行（京都大学）、2018～2021年度）の研究成果の一部をなすものである。

また、本研究の根幹部分は拙著である小川（2015）の第7章「公用語としてのドイツ語、ルクセンブルク語」で紹介した情報、および2020年3月刊行の拙論「ルクセンブルク語促進政策と公用語－小規模自治体広報誌の言語使用から－」を2021年5月現在の情報にアップデートし、再分析用にデータを整理したものである。

² 1984年に定められた言語法による。Loi du 24 février 1984 sur le régime des langues.

ともに公用語としての地位を持ち続けていた³。国家レベルの文書の多くやほとんどの外交文書で用いられるなど、フランス語はドイツ語よりも地位の高い、威信のある言語として見なされてきた。その一方で、フランス語を得意としない多くの民衆にとって、母語であるルクセンブルク語に非常に近いドイツ語は重要なツールであった。

ルクセンブルク語とは、ルクセンブルクのドイツ語方言（モーゼル・フランケン方言の一部）が基となってできた言語であり、いわゆる造成言語（Ausbausprache）とされる。当初はドイツ語の一方言として民衆からも認識されていたが、国民意識が高まるにつれ、自らのドイツ語方言を標準ドイツ語とは別の独自の言語として認識するに至った。第二次世界大戦のナチス・ドイツによる支配に対する反ドイツ感情と母語意識の高まりから、「ルクセンブルク語（Lëtzebuergesch）」の名称が定着したとされている⁴。

20世紀にはルクセンブルク語はどのような立場の者であっても、どのような場面であってもルクセンブルク語話者であれば用いられるようになっていたが、法的な地位を得たのは1984年の言語法が初めてであった。言語法は5条からなり、第1条では前述通りルクセンブルク語を唯一の国語（langue nationale）として定め、第2条では立法の言語（langue de la législation）をフランス語と定めている。第3条、第4条において、行政、司法、申請書の言語としてフランス語、ドイツ語、ルクセンブルク語が定められ、三言語は法的に同等の地位を得ている⁵。

1984年の言語法では、ドイツ語は公用語の一つではあっても、「ドイツ語でなくてはならない」という分野が存在しない。また、第4条においてルクセンブルク語を申請の言語として用いることが可能とされているが、これはルクセンブルク語を公的に書き言葉として運用することを意味する。しかし、1980年代当時は今日とは異なり、ルクセンブルク語を公的な書き言葉として使うことはほぼあり得ないことであったため、多くの反対意見が出た。その運用に「可能な限り（dans la mesure du possible）」の文言が入っているのは、ルクセンブルク語を公的な名書き言葉として使いたい理想派と不可能であるとする現実派の妥協の産物であった⁶。

フランス語、ドイツ語、ルクセンブルク語の三言語は公用語として規定されているが、これらの用いられ方は一様ではない。フランス語は書き言葉として用いられるだけでなく、外国籍住民、とりわけフランス語やポルトガル語、イタリア語のようなロ

³ Hoffmann (1979: 33). 1848年の憲法第30条で「ドイツ語とフランス語の使用は任意である。その使用は制限されなければならない」(和訳は筆者)とされ、フランス語とドイツ語が同等の地位を持つ公用語とされている。

⁴ この経緯について、詳しくは小川（2015）を参照。

⁵ 第3条は「行政に関して、それが訴訟的であれ、非訴訟的であれ、また司法に関して、フランス語、ドイツ語、またはルクセンブルク語を使用することができる。ただし、特定分野に関する特別な規定についてはこの限りではない」、第4条は「申請書がルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語で作成されている場合、行政機関は可能な限りその回答に申請者の選択する言語を使用するものとする」とされている。和訳は田村（2005）より。

⁶ 1984年の言語法の成立過程については、小川（2015）を参照。

マンス語を母語とする人々が多く暮らし、働く今日のルクセンブルク社会においては話し言葉としても非常に重要である。したがって、フランス語でのコミュニケーションはルクセンブルクでの生活に必須となっている。ドイツ語は初等教育において識字に用いられる言語であり、全ての読み書きの基礎となる。そのため、ドイツ語の学習で躊躇とその後の学習にも支障を来す原因となってしまう。ルクセンブルク語は従来もっぱら話し言葉として用いられていたこともあり、書き言葉としての整備は遅れていた。しかし、1999年に設立された「ルクセンブルク語常設評議会」による新しい正書法の発表や、非母語話者向けの辞書、学習書の発行が相次ぎ、ルクセンブルク語は「書かれる」、そして「学習される」言語として位置づけられるようになっていった。インターネットの発達とともに電子メールやソーシャルネットワークサービス（SNS）での使用が増大したことでもちろん無関係ではない。また、政府がルクセンブルク語を急増する移民の社会統合のツールとして位置づけたことも大きな意味を持った。書き言葉としてのルクセンブルク語は、現在では私的な分野のみならず、公的な分野でも用いられるようになっている。公用語ではないが、これら三言語に加えて、国際語である英語が様々な場面で補助的に用いられている。

3. 移民社会

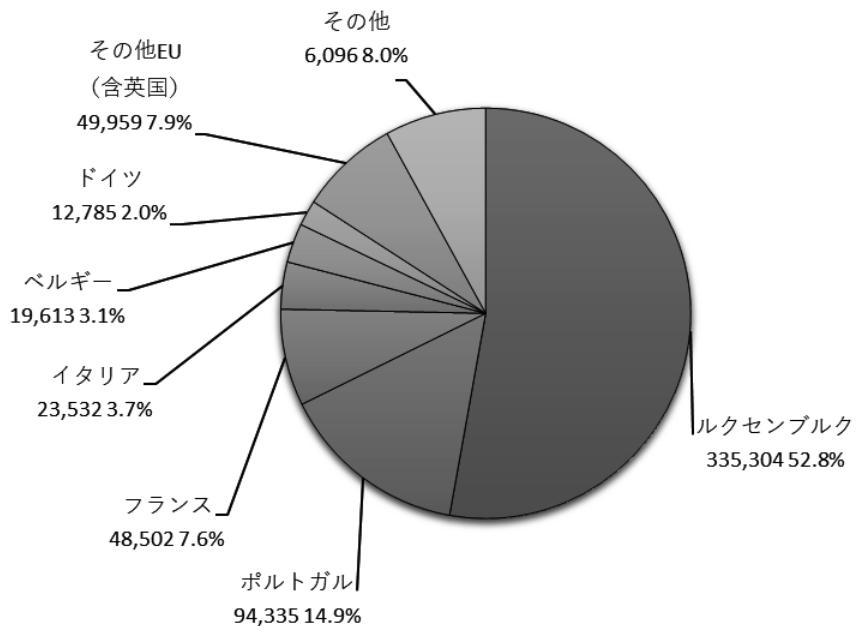
ルクセンブルクは隣国であるドイツ、ベルギー、フランスの国境を接する地域とともに Sar-Lor-Lux 経済圏（グランド・リージョン）を形成し、その経済圏の中心的な存在となっている。ルクセンブルクではかつては製鉄業、今日では金融をはじめ第三次産業が高度に発展しており、世界でも有数の経済的豊かさを誇る。その繁栄を支えているのが、越境通勤者⁷と国内の外国籍住民、すなわち移民である。ルクセンブルクの経済は古くから外国人によって支えられ、第二次世界大戦後も国内の外国籍住民はほぼ一貫して増加の一途をたどっている。2021年1月現在、全人口約63万4千730人のうちの約47.2%の29万9千426人と、住民の半数近くが外国籍となっている⁸。国籍別で最も多いのがルクセンブルク（全人口の52.8%）、次いでポルトガル（14.9%）、フランス（7.6%）、イタリア（3.7%）、ベルギー（3.1%）、ドイツ（2.0%）と続く。統計上、ヨーロッパ諸国の国籍を持つ者が多い。

彼ら外国籍住民の増加によって、ルクセンブルクの言語生活が大きく変わったことは間違いない。コミュニケーションツールとしてのフランス語、国際語としての英語の使用は著しく増えている。政府によって統合の言語として位置づけられ、書き言葉

⁷ ルクセンブルクは国境を越えた経済圏の中心的な存在であるため、2020年の新型コロナウイルス（COVID-19）の蔓延以前は、毎日17万人が越境してルクセンブルクに通勤していた。越境通勤者約17万人のうち約半分がフランス、それぞれ約4分の1ずつがドイツ、ベルギーからであった。彼らの存在はルクセンブルクにおける言語生活に確実に影響を及ぼしていると想定されるが、本稿の主題ではないため、考察の対象外とする。

⁸ ルクセンブルク統計局ウェブサイトより（以下同）。

としても使用が増大しているルクセンブルク語の存在感も忘れてはならない。その一方で、ドイツ語の使用領域は徐々に縮小していることが想定される。



グラフ1 2021年国籍別人口比率（単位：人、%）⁹
(ルクセンブルク統計局（Statec）ウェブサイトより、筆者作成)

4. 2021年・小規模自治体広報誌の言語使用

本節では本稿の主題である小規模自治体の広報誌の言語使用について扱う。1993年のBergの記述によれば、文書のやりとりについて、地方自治体ではドイツ語とフランス語が、省庁ではフランス語が用いられるとしている(Berg 1993: 29)。現在、地方自治体の内部で交わされる文書や電子メール等のメッセージがどの言語によってなされているのかを知るには、それぞれの自治体に直接問い合わせ、インタビューを行うなどある程度の規模の調査が不可欠となろう¹⁰。他方で、自治体が住民にどの言語でアクセスしようとしているのかについては、住民向けに発行している文書からある程度の推測が可能である。本稿では、小規模な自治体の広報誌の使用言語を、昨年(2020年)に引き続いだ調査した。首都ルクセンブルク市や、第二の都市エッシュのような大規模な自治体では様々な言語で情報を提供する基盤が整っていることが想定

⁹ 英国は2020年1月末をもって欧州連合（EU）より離脱しているが、従来資料と比較可能とするため本稿では便宜的にEU諸国に含めている。

¹⁰ 筆者の個人的な経験の範囲でしかないが、筆者が個人的に関わってきた公的機関では通信相手によって、また書き手の得意とする言語が何であるかによって用いる言語は異なるが、ルクセンブルク語を解する者同士であれば電子メール等で日常的にルクセンブルク語が用いられる様子を見ている。

されるが、小規模な自治体では情報提供の媒体や書き手などのリソースが限定されるため、使用言語の選択が必要とされていると判断したためである。本調査では、2020年と同様、ルクセンブルクに 12 ある地方行政区画（カントン）の中から、それぞれ最も人口の少ない 2 つの自治体を選び、広報誌の記事を言語別に数え上げている。人口についてはルクセンブルク政府統計局（Statec）が公開している 2021 年 1 月の人口統計を用いている。調査の方法は以下の通りである。

- ・2021 年 4 月時点で入手可能な最も新しい広報誌を調べる。
- ・フランス語とドイツ語のように、複数の言語で記述されている記事はそれぞれの言語の数として数える。
- ・巻頭の挨拶文の言語を調べる。
- ・議事録や予算の報告の言語を調べる。
- ・文章のない記事（題名 + 写真のみのような記事）は対象から除外する。
- ・長い記事もごく短い記事も記事の一つとして数える。
- ・広告も対象に含める（商業的なものも含む）。

調査対象は表 1 の通り 26 の自治体の広報誌である。地方行政区画（カントン）としての Clervaux のうち、人口が 2 番目に少ない Troisvierges の広報誌がインターネット上で見つからなかったため、参考として昨年と同じデータを掲載している。そのため、人口が 3 番目に少ない Parc Hosingen の広報誌も調査対象としている。Boulaide も同様で、昨年と同じデータを掲載している。Reisdorf についてはインターネット上で入手可能な広報誌では 2019 年のものが最新であったため、2019 年のものを用いている。地方行政区画としての Echternach について、昨年は Bech および Berdorf を調査対象としたが、人口の変化により今年は Bech および Waldbillig を対象とした。継続的に見るため、昨年同様に Berdorf も調査対象である。また、今回の調査ではそれぞれの自治体に住む住民のルクセンブルク／外国生まれの住民の比率、およびポルトガル、フランス、イタリア、ベルギー国籍の住民の比率も掲載した（表 2 およびグラフ 3）¹¹。

結果は表 3、グラフ 4 の通りである。英語の記事 4 つはいずれも広告内で用いられたもの、ポルトガル語の記事 1 つは教育省の広告で、ルクセンブルク語、フランス語とともに用いられていたもの、オランダ語の記事 2 は英語とともに用いられた企業広告によるものである。

¹¹ 2018 年 1 月時点のデータとなる。データはルクセンブルク地理ポータルサイトより取得した。

表 1 調査対象の自治体広報誌

地方行政区画	自治体名	人口	広報誌名	発行号
Capellen	Garnich	2221	De Gemengebuet: Informatiounsblat vun der Gemeng Garnich	2021年1号
	Koerich	2642	De Buet Réckbléck op 2020	2021年2月1 日号
Esch	Leudelange	2704	Gemenge Leideleng: Gemengebuet	140号、2020年 3月号
	Reckange-sur-Mess	2634	Gemengebuet: Reckeng op der Mess	2021年2号
Luxembourg	Sandweiler	3659	Sandweiler Gemengebuet - Bulletin Communal - Gemeindeblatt	2021年4月号
	Weiler-la-Tour	2456	Infoblat	2021年2号
Mersch	Fischbach	1238	Fëscher Gemengeblat	56号、2020年 12月号
	Nommern	1439	De Reider vun der Noumer Gemeng	2020年4号
Clervaux	Troisvierges	3367	D'Ëlwenter Gemengebleedchen	2019年4号
	Weiswampach	2104	Commune de Weiswampach: Bulletin communal - Gemeindeinformationsblatt	2020年2号
	Parc Hosingen	3732	Den Houser Sender	2020年11月号
Diekirch	Bourscheid	1701	Info-Blat vun der Gemeng Buurschent	2020年12月号
	Reisdorf	1288	Gemengebuet Reisduerf	2019年1号
Redange	Saeul	874	Gemengebuet :Gemeng Sëll, Um Fouss vum Ditzebierg	2021年1号
	Wahl	1036	D'Waler Uucht: D'Zeitung fir d'Gemeng Wal	28号、2021年 1号
Vianden	Putscheid	1107	D'Pëtschter Noriicht: Informatiounsblat vun der Gemeng Pëtschent	2020年9月号
	Vianden	2161	Veinen aktuell	2020年12月号
Wiltz	Boulaide	1391	Informationsblat vun der Gemeng Bauschelt	2019年2号
	Kiischpelt	1209	De Kiischpelter Buet: Informatiounsblat vun der Gemeng Kiischpelt	24号、2020年 夏号
Echternach	Bech	1305	Becher Gemengebuet: De Pluspunkt	106号、2021年 2月号
	Berdorf	1951	Bäertréffer Gemengezeitung	2020年2号
	Waldbillig	1902	Bulletin communal	2021年1号
Grevenmacher	Biwer	1884	de biwer Buet	2021年冬号
	Manternach	2216	Gemengebuet	2020年2号
Remich	Bous	1711	De Buet	13号、2020年 号
	Waldbredimus	1181	Nouvelles aus der Gemeng Waldbriedemes	66号、2020年 冬号

表2 小規模自治体住民の出生地・国籍別比率

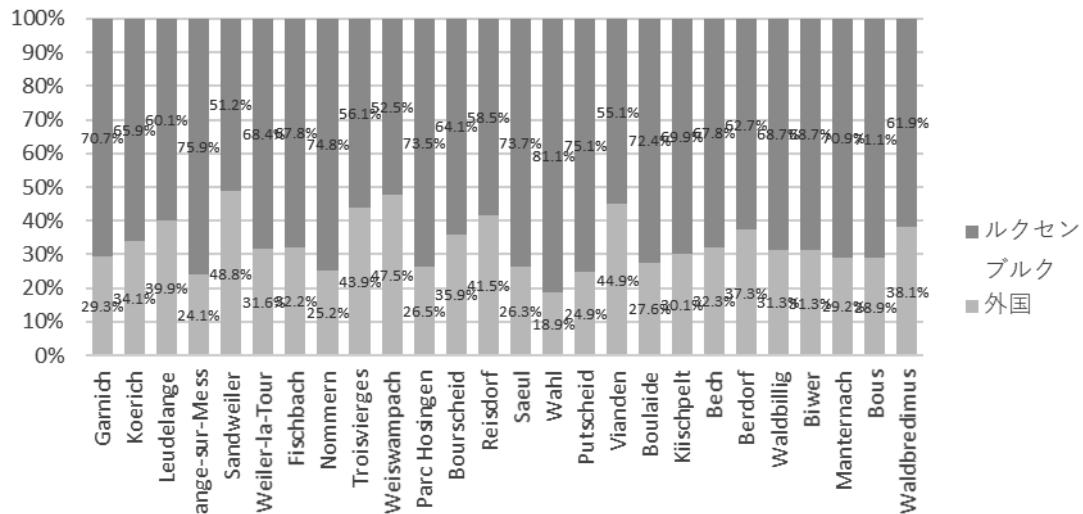
地方行政区画	自治体名	人口	出生地が 外国の割 合 (%)	国籍 (%)			
				ポルトガル	フランス	イタリア	ベルギー
Capellen	Garnich	2221	29.31%	6.01%	4.18%	1.55%	5.03%
	Koerich	2642	34.12%	7.52%	6.17%	1.98%	6.55%
Esch	Leudelange	2704	39.94%	7.17%	10.78%	4.19%	4.34%
	Reckange-sur-Mess	2634	24.13%	6.61%	4.16%	1.59%	2.33%
Luxembourg	Sandweiler	3659	48.76%	9.14%	9.34%	4.06%	2.80%
	Weiler-la-Tour	2456	31.56%	5.82%	8.16%	2.55%	3.60%
Mersch	Fischbach	1238	32.20%	14.24%	2.83%	0.81%	2.59%
	Nommern	1439	25.20%	10.35%	3.77%	0.94%	1.67%
Clervaux	Troisvierges	3367	43.91%	23.69%	1.57%	0.41%	9.09%
	Weiswampach	2104	47.53%	14.76%	1.79%	0.65%	18.67%
	Parc Hosingen	3732	26.52%	12.45%	1.09%	0.66%	2.60%
Diekirch	Bourscheid	1701	35.94%	13.21%	2.10%	0.57%	3.97%
	Reisdorf	1288	41.54%	26.29%	1.49%	0.66%	1.99%
Redange	Saeul	874	26.33%	7.34%	2.91%	1.52%	3.80%
	Wahl	1036	18.91%	7.16%	1.09%	0.60%	1.89%
Vianden	Putscheid	1107	24.91%	12.73%	1.91%	0.27%	3.09%
	Vianden	2161	44.86%	34.46%	2.08%	0.99%	2.13%
Wiltz	Boulaide	1391	27.63%	5.41%	1.75%	1.04%	10.43%
	Kiischpelt	1209	30.12%	10.40%	3.33%	0.08%	3.66%
Echternach	Bech	1305	32.25%	6.96%	4.90%	1.82%	3.72%
	Berdorf	1951	37.26%	14.60%	4.06%	0.86%	2.06%
	Waldbillig	1902	31.30%	11.55%	2.41%	0.90%	3.08%
Grevenmacher	Biwer	1884	31.26%	6.71%	3.52%	0.99%	1.32%
	Manternach	2216	29.15%	10.72%	2.87%	0.61%	1.97%
Remich	Bous	1711	28.87%	11.91%	4.69%	0.62%	1.97%
	Waldbredimus	1181	38.08%	7.53%	3.58%	3.94%	2.69%

表3 自治体広報誌における言語別記事数

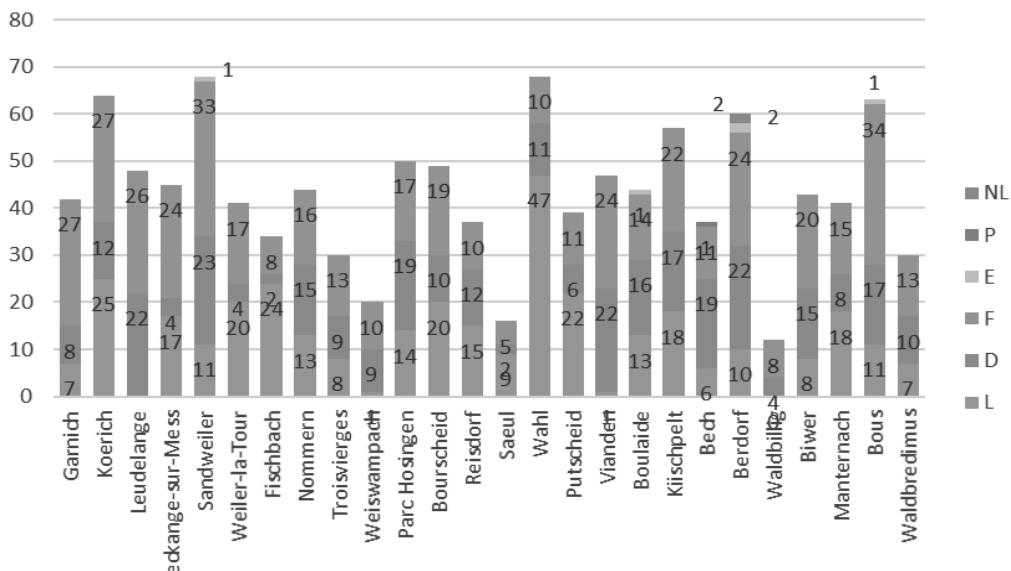
L=ルクセンブルク語、D=ドイツ語、F=フランス語、E=英語、P=ポルトガル語、NL=オランダ語

地方行政区画	自治体名	巻頭の 挨拶	議事録	記事数					
				L	D	F	E	P	NL
Capellen	Garnich	L	F/D	7	8	27	0	0	0
	Koerich	L	D/F	25	12	27	0	0	0
Esch	Leudelange	無	D/F	0	22	26	0	0	0
	Reckange-sur-Mess	L/F	F/L	17	4	24	0	0	0
Luxembourg	Sandweiler	F/D	F/D	11	23	33	1	0	0
	Weiler-la-Tour	L/F	F/D	20	4	17	0	0	0
Mersch	Fischbach	L	F/L	24	2	8	0	0	0
	Nommern	D	D/F	13	15	16	0	0	0
Clervaux	Troisvierges	無	F/D	8	9	13	0	0	0
	Weiswampach	無	F/D	1	9	10	0	0	0
	Parc Hosingen	L	D	14	19	17	0	0	0
Diekirch	Bourscheid	無	F/D	20	10	19	0	0	0
	Reisdorf	L/F	D/F	15	12	10	0	0	0
Redange	Saeul	L/F	L/F	9	2	5	0	0	0
	Wahl	L	F/D	47	11	10	0	0	0
Vianden	Putscheid	L	F/L	22	6	11	0	0	0
	Vianden	D/F	D/F	1	22	24	0	0	0
Wiltz	Boulaide	無	D/F	13	16	14	1	0	0
	Kiischpelt	L(F/E)	D/F	18	17	22	0	0	0
Echternach	Bech	D/F	D/F	6	19	11	0	1	0
	Berdorf	無	D/F	10	22	24	2	0	2
	Waldbillig	無	F	0	4	8	0	0	0
Grevenmacher	Biwer	D/F	D/F	8	15	20	0	0	0
	Manternach	L/F	L/F	18	8	15	0	0	0
Remich	Bous	無	F	11	17	34	1	0	0
	Waldbredimus	L/F	F/D	7	10	13	0	0	0

※ 巻頭の挨拶と議事録は掲載順。



グラフ3 小規模自治体住民の出生地別比率



グラフ4 小規模自治体広報誌における言語別記事数

卷頭の挨拶は、26の自治体のうちルクセンブルク語のみによるものが6、ルクセンブルク語とフランス語によるものが6、ドイツ語とフランス語によるものが4あった。ドイツ語のみによるものが1、フランス語のみという広報誌はなかった。また、議事録はドイツ語とフランス語によるものが18と多く、ルクセンブルク語とフランス語によるものが5、フランス語のみによるものが2あった。2020年の調査時、Weiler-la-Tourでは別冊での英語版の記事録があったが、今年はドイツ語とフランス語のみとなっている。また、筆者が2012年に調査を行った際にはルクセンブルク語の議事録は一つも存在しなかったことから、議事録のような最も書き言葉性の高いものがル

クセンブルク語で書かれるようになっていることは注目すべきである¹²。ルクセンブルク語の書かれる機会が増加するほど、従来民衆に最も近い書き言葉として位置づけられていたドイツ語がますます用いられなくなることが示唆される。

調査対象となった自治体のうち、外国生まれの住民が 40% を超える Sandweiler (48.8%)、Weiswampach (47.5%)、Vianden (44.9%)、Troisvierges (43.9%)、Reisdorf (41.5%) では、必要な情報はフランス語によって得られることがフランス語の記事の比率から示唆される。ただし、外国生まれの住民がルクセンブルクとしては比較的少ない自治体（例えば Wahl (18.9%)、Reckange-sur-Mess (24.1%) 等）であっても外国生まれの住民が少ないということではなく、これらの自治体もフランス語による情報提供を行っている。多くの自治体が情報保障の観点から、フランス語を（も）用いる様子は Scheer (2017)¹³においても詳細に示されている。

記事の数や比率について見ると、Vianden、Waldbillig、Weiswampach や Leudelange のようにドイツ語とフランス語が用いられ、ルクセンブルク語がほとんど用いられない例もある。他方、多くの自治体で積極的にルクセンブルク語が用いられている様子がわかる。1970 年代、1980 年代の自治体広報誌ではこれだけルクセンブルク語が用いられるることはほとんどなかったことを鑑みれば画期的な変化である。議事録だけでなく様々な記事において用いられることから、ルクセンブルク語は民衆に接する書き言葉としてドイツ語に替わって選択される傾向があることがわかる。

なお、本調査では以下のことを考慮に入れる必要があるため、あくまで参考データとされたい。

- ・数ページにわたる記事も数行の記事も 1 つの記事として数えている。
- ・自治体によって広報誌の記事内容が異なるため、複数の自治体の広報誌同士を包括的に比較するのは困難である。
- ・言語選択が自治体による政策によるものなのか、単純に書き手がどの言語で書くことを好むのか判別するのは困難である。

5. さいごに

かつて、国民統合の象徴でありながらも書き言葉として、特に公的な分野での書き言葉としてルクセンブルク語が用いられる機会はほとんどなかった。しかし、本稿でも明らかにされているように、ルクセンブルク語は地方自治体レベルにおいて書き言葉として積極的に使用され、ドイツ語に取って代わりつつある。ルクセンブルク語は 20 世紀末から増加を続ける移民を統合するツールとして政策的に位置づけられるよ

¹² 一例でしかないが、Reckange-sur-Mess では 2016 年までは議事録はドイツ語のみで書かれていたが、2017 年からドイツ語とフランス語に、2019 年からはルクセンブルク語とフランス語に変わっている

¹³ Scheer (2017) は様々な自治体に質問状を送り、住民サービスにどの言語を用いるのか、なぜその言語なのかを詳細に明らかにしている。

うになり、積極的に学習してもらう言語へと変化している。これはルクセンブルク語に書き言葉としての規範を付与し、運用していくことにもつながるが、2018年に法制化された「ルクセンブルク語促進戦略」¹⁴もその流れで捉えることができる。また、フランス語は情報保障のためにも必要不可欠な言語であり、ルクセンブルク語やドイツ語を解さない住民と自治体をつなぐ言語として引き続き重要な役割を持っている。

ドイツ語の使用は退潮し、役割は低下しているかのように見える。しかし、ルクセンブルク語を基礎にしてドイツ語による識字につながっていることからもわかる通り、言語政策的にドイツ語は重要な言語であることに変わりない。それでも、インターネットの発達によってルクセンブルク語が書かれる機会が爆発的に増加している今日、ルクセンブルク語を母語とする住民と自治体、さらには国家レベルの行政をつなぐ書き言葉がドイツ語からルクセンブルク語へ移行していることは明らかであろう。今後は中規模、大規模な自治体の言語使用も見ながら、住民と行政を結ぶ言語について考察したい。

＜参考文献＞

- Berg, Guy (1993) *Mir wëlle bleiwe, wat mir sin. Soziolinguistische und sprachtypologische Betrachtungen zur luxemburgischen Mehrsprachigkeit*, Tübingen: Niemeyer.
- Hoffmann, Fernand (1979) *Sprachen in Luxemburg. Sprachwissenschaftliche und literarhistorische Beschreibung einer Triglossie-Situation*, Wiesbaden: Franz Steiner.
- Mémorial (1984) Loi du 24 février 1984 sur le régime des langues. In : *Mémorial. Journal officiel du Grand-Duché de Luxembourg. Memorial. Amtsblatt des Großherzogtums Luxemburg. Recueil de législation*. 27. Februar 1984. Nr. 16.
- Mémorial (2018) Loi du 20 juillet 2018 relative à la promotion de la langue luxembourgeoise. In : *Mémorial A. Journal officiel du Grand-Duché de Luxembourg. Memorial A. Amtsblatt des Großherzogtums Luxemburg. Recueil de législation*. 3. August 2018. Nr. 646.
- Scheer, Fabienne (2017) *Deutsch in Luxemburg. Positionen, Funktionen und Bewertungen der deutschen Sprache*. Tübingen: Narr Francke Attempto Verlag.
- 小川敦 (2015) 『多言語社会ルクセンブルクの民意識と言語－第二次世界大戦後から1984年の言語法、そして現代』、大阪大学出版会。
- 田村建一 (2005) 「ルクセンブルクの言語法」渋谷謙次郎(編)『欧洲諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』、三元社、293-298頁。

¹⁴ ルクセンブルク語使用を促進し、標準化をするための20年間にわたるプロジェクト。Loi du 20 juillet 2018 relative à la promotion de la langue luxembourgeoise. (2018)

<自治体広報誌>

Bech, Becher Gemengebuet: De Pluspunkt, Nr. 106, 2/2021.

Berdorf, Bäertréffer Gemengezeitung, Nr. 2, 2020.

Biwer, de biwer Buet, Wanter 2021.

Boulaide, Informationsblat vun der Gemeng Bauschelt, Edition 2019-2.

Bourscheid, Info-Blat vun der Gemeng Buurschent, Dezember 2020.

Bous, Gemeng Bous: De Buet, Nr.13, 2020.

Fischbach, Fëscher Gemengeblat, No. 56, Dezember 2020.

Garnich, De Gemengebuet: Informatiounsblat vun der Gemeng Garnich, Nr. 01, 2021.

Kiischpelt, De Kiischpelter Buet: Informatiounsblat vun der Gemeng Kiischpelt, No. 24, Summer 2020.

Koerich, De Buet, Réckbléck op 2020.

Leudelange, Gemenge Leideleng: Gemengebuet, Nr. 140, Abrëll 2021.

Manternach, Gemengebuet, IV, 2019.

Nommern, De Reider vun der Noumer Gemeng, No. 4, 2020.

Parc Hosingen, Den Houser Sender, November, 2020.

Putscheid, D'Pëtschter Noriicht: Informatiounsblat vun der Gemeng Pëtschent, September 2020.

Reckange-sur-Mess, Gemengebuet: Reckeng op der Mess, No. 2, 2021.

Reisdorf, Gemengebuet Reisdurf, 2019/1.

Saeul, Gemengebuet: Gemeng Sëll, Um Fouss vum Ditzebierg, Nr. 1, 2021.

Sandweiler, Sandweiler Gemengebuet, Abrëll 2021.

Troisvierges, D'Ëlwenter Gemengebleedchen, Nr. 4, 2019.

Vianden, Veinen aktuell, Dezember 2020.

Wahl, D'Waler Uucht: D'Zeitung fir d'Gemeng Wal, Ausgab 28, 1/2021.

Waldbillig, Bulletin communal, no. 1/2021.

Waldbredimus, Nouvelles aus der Gemeng Waldbriedemes, Nr. 66, Wanter 2020.

Weiler-la-Tour, Infoblat, Nr. 2, 2021.

Weiswampach, Commune de Weiswampach: Bulletin communal – Gemeindeinformationsblatt, No. 2, 2020.

<ウェブサイト>

ルクセンブルク統計局（最終閲覧 2021 年 5 月 3 日）<https://statistiques.public.lu/>
ルクセンブルク地理ポータルサイト(最終閲覧 2021 年 5 月 3 日)<https://geoportail.lu/>

執筆者紹介（掲載順）

上田 直輝 u835074a@ecs.osaka-u.ac.jp	大阪大学大学院言語文化研究科博士後期課程
山下 仁 yamasita@lang.osaka-u.ac.jp	大阪大学大学院言語文化研究科教授
吳 素汝 li1021664393@yahoo.co.jp	大阪大学大学院言語文化研究科修了生
柳田 亮吾 yanagida-ryogo@jissen.ac.jp	実践女子大学文学部英文学科専任講師
小川 敦 ogawa@lang.osaka-u.ac.jp	大阪大学大学院言語文化研究科准教授
植田 晃次 ueda@lang.osaka-u.ac.jp	大阪大学大学院言語文化研究科教授

言語文化共同研究プロジェクト 2020

批判的・社会言語学の対話

2021年 5月31日 発行

編集発行者 大阪大学大学院言語文化研究科